

令和 8 年第 2 回
利根町議会定例会会議録 第 2 号

令和 8 年 6 月 4 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	山 崎 誠一郎 君
副 町	長	横 田 清 泰 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課	長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課	長	亀 谷 英 一 君
防 災 危 機 管 理 課	長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課	長	鈴 木 壮 君
住 民 課	長	雑 賀 正 幸 君
福 祉 課	長	永 田 勝 利 君
子 育 て 支 援 課	長	服 部 豊 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		山 田 博 子 君
生 活 環 境 課	長	本 谷 幸 洋 君
保険年金課長兼国保診療所事務長		古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課	長	藤 波 勝 君
建 設 課	長	北 澤 忍 君
会 計 課	長	木 村 宜 孝 君
学 校 教 育 課	長	清 水 敬 子 君

生涯学習課長	渡辺泰幸君
指導課長	石井康之君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	宮本正裕
書記	辰尾尚美
書記	大越聖之

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和8年6月4日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。8番井原正光君から所用のため遅れるという届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、インターネット配信も行っておりますので、地方自治法第132条の規定を遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1 番通告, 1 番篠塚 敦君。

〔1 番篠塚 敦君登壇〕

○1 番（篠塚 敦君） おはようございます。議席番号 1 番篠塚 敦でございます。本日も利根町議会を傍聴いただき、ありがとうございます。

皆さん、昨日の台風 6 号の被害は大丈夫だったでしょうか。台風の対策は近づいてから行くと大変危険です。気象情報をよく確認して、早めに備えておきましょう。

令和 8 年 5 月 29 日から気象警報の運用が分かりやすく変わっております。例えば、大雨のレベル 4 とか、土砂災害のレベル 3 だとか、何に対しての危険度がどれくらいと数字で分かりやすくなっています。詳しくは、町ホームページの防災を見ていただければと思います。

さて、夏は高温、大雨、台風などもありますが、楽しいこともたくさんあります。私の大好きな布川神社の祭礼が 7 月 26 日日曜日にあります。今年は山祭りと言われる本みこしの出ないお祭りですが、各地区の子供みこしが集まり、神社にて神事が行われます。それ以外にも、各自治会での納涼祭が毎週のように行われます。この仲のよさ、団結力も利根町のよいところであります。今年もいろいろな納涼祭へ遊びに行ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従い質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は一つです。下水道についてお聞きしたいと思います。

利根町は、ごみの処理は龍ヶ崎地方塵芥処理組合、こちらは龍ヶ崎市と河内町と運営しております。水道は茨城県南水道企業団、こちらは牛久市、龍ヶ崎市、取手市と運営しております。また、電気やガスは各御家庭で契約していることになっております。その中で、皆さんの大切なインフラの一つであります下水道は、利根町が下水道事業として独立採算で経営しております。この下水道事業は、皆さんの生活に必要不可欠なものであります。今回は基本的なことから、この先のことまで丁寧にお聞きできればと考えております。

まずは、利根町の下水道の現状についてお聞きいたします。

利根町の現在の下水道普及率はどのくらいでしょうか。また、関連として水洗化率、下水道使用人数、浄化槽使用人数も併せてお聞きいたします。

以降の質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君の質問に対する答弁を求めます。

生活環境課長本谷幸洋君。

〔生活環境課長本谷幸洋君登壇〕

○生活環境課長（本谷幸洋君） それでは、篠塚議員の御質問にお答えいたします。

下水道の普及率につきましては、令和 8 年 3 月 30 日現在、88.87%となっております。こちらは住民基本台帳人口に対する排水区域内人口の割合となります。また、排水区域内人口に対する下水道への接続人口を示す水洗化率は、98.21%となっております。下水道

使用人数は1万3,535人で、浄化槽使用人数は1,050人となっております。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 利根町の人口は約1万5,000人、割合にすると少ないですが、まだまだ浄化槽を使っている方が1,050人おられるということで、たくさんおられるようです。

浄化槽が使用されている地域はどの辺りが多いのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 文間、東文間地区に多く、こちらの地区は下水道が整備されていない土地が比較的多いことから、お住まいの皆様には浄化槽を利用して汚水処理を行っていただいている状況でございます。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 今、文間地域、東文間地域は多いとお聞きしましたが、今後、下水道はさらに普及させる予定でしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 現在の下水道事業は、市街化区域の普及率はほぼ100%を達成しており、未普及の地区は市街化調整区域となります。高額のコストをかけて新規に下水道を敷設しても僅かな世帯でしか接続できず、費用対効果が見込まれないことから、平成25年度以降新規の下水道整備は行っておりません。現在は、老朽化対策として修繕、改築を進めている状況でございます。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 今のお答えに関連しまして、令和7年度につくりました利根町下水道事業経営戦略では水洗化を進めるとありますが、どのように水洗化を進めていくのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 下水道区域内で既に公共ですが設置されている世帯に対して交付を行う、下水道接続支援補助金がございます。補助金を多くの方に活用していただくために対象者に通知を送るとともに、町公式ホームページや広報とねにて周知を行うことで水洗化率向上に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 先ほどお聞きしました下水道普及率、私が調べたところ、龍ヶ崎市では85.1%、河内町では39.6%、こちらは龍ヶ崎地方塵芥処理組合でごみの処理を一緒に行っている自治体であります。そしてお隣、県南水道企業団で一緒の取手市は74.8%、また茨城県全体では66%とありました。利根町は88.87%と、とても優秀であります。利根町は下水道普及率がとても高く、町内に下水道管がたくさんあると思われます。そして、汚水を送るポンプも設置されていると思われます。その管、ポンプの耐用年数をお聞きい

たします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 利根町では8基のマンホールポンプを設置しておりますが、こちらの法定耐用年数は機械及び装置の15年、下水道管渠の法定耐用年数は50年で減価償却資産を管理しております。ここで法定耐用年数とは、減価償却資産について税法上あらかじめ定められた通常の使用を前提とした標準的な使用可能年数であり、減価償却を計算する際の基準となる年数であり、こちらを超えたから使用できなくなるというものではございません。令和7年度末時点の未償却残高は、マンホールポンプが49万7,361円、下水道管渠は61億6,169万8,372円となっております。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 今、耐用年数は50年とお聞きしましたが、利根町の下水道供用開始年度は昭和52年です。来年には法定耐用年数の50年になります。下水道管の古い地域はどの辺りになるのでしょうか。また、50年を超えてしまっている場所がありますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 古い管は、利根第5汚水幹線となります。利根浄化センターが最下流となりますので、利根ニュータウンに向かって昭和50年より工事を開始しております。利根浄化センターから太子堂歯科の污水管渠が最も古く、そこから県道取手東線を西に向かって整備を進めてまいりました。現在、50年以上経過している管渠はございません。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 設備が古くなってくるとトラブルが起きやすくなるものです。管とポンプはどのように点検しているのでしょうか。また、点検の頻度も併せてお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 町内8か所に設置されておりますマンホールポンプ施設の点検管理業務を委託し、毎月点検を実施しております。点検内容としましては、電流値の測定、自動運転の良・不良の確認、異常音の確認、キャッチ弁の動作確認、絶縁体抵抗値の測定、運転時間の確認があり、点検後は速やかに報告書を提出いただいております。

令和7年度の点検において異常が見つかりましたことから、年度中に羽根野台第1ポンプ制御のユニットの交換と、白鷺エアポンプの交換を実施いたしました。また、今年度は四季の丘ポンプの水位計の交換を予定しており、4月下旬に修繕の発注をしたところでございます。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 申し訳ありません。管の点検のほうも教えていただければと思い

ます。お願いします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 管の点検でございますが、管渠の中にカメラを入れてカメラ調査を行っております。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。ここまで浄化槽や下水道管のお話をお聞きしました。

少し話はそれてしまいましたが、以前私もお話、ほかの議員さんもよく質問している都市計画なのですけれども、利根町は早くから線引きし、都市計画に取りかかったので、これだけ下水道が普及していると感じております。これは先人たちの素晴らしい仕事だとは思いますが、その計画を途中で見直し、時代に合った都市計画にできなかったのかなと感じております。

話を戻しまして、次は下水道の計画の話をお聞きしたいと思います。

今年度の予算にも計上されているウオーター P P P についてお聞きいたします。なかなか聞きなれない言葉だと思いますので、簡単に説明いたします。

ウオーター P P P とは、水道や下水道などの水のインフラの維持管理、運営において、行政と民間企業が連携する官民連携手法です。具体的には、従来別々に発注されていた点検や保守と施設の更新、改築を一体化させ、長期にわたって民間企業に委託するというものです。説明が足りなかったり間違えている場合は、課長、訂正をお願いします。

このウオーター P P P、今年度はどのように進めていくのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 今、篠塚議員のウオーター P P P の説明でしたが、そのとおりでございます。令和 7 年度より導入可能性調査のための予算を計上し、官民連携等基盤強化推進事業補助金を要望しておりますが、いまだ採択されていない状況でございます。近隣の自治体を見ますと、上下水道として上水道と下水道が一体でウオーター P P P を導入する自治体や、公共下水道と農業集落排水事業を合わせてウオーター P P P を導入する自治体などの補助金申請が採択されているようです。

当町のような公共下水道事業を単独で行っている自治体では、補助金申請が採択されるのは難しいとのことでした。茨城県とも相談し、今後は県が行う流域下水道事業との連携も視野に入れた検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） このウオーター P P P、2027 年度、来年度以降の国の下水道改築の交付金要件になっているとお聞きしているのですが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） こちらに関しては、確かに 2027 年度以降の交付要件にな

っているのですが、なかなか、今申し上げたとおり、国のほうでもこういった利根町のような小さい市町村にはまだ配分されていないというのを国の担当者のほうから聞いております。

ですので、国のほうとしては今段階まだ未定ということなのですが、来年度以上補助の枠を増やして、利根町のような小さい市町村でも補助金のほうをつけていただくようにという担当者の考えでは聞きましたけれども、詳細についてはまだ不明でございます。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） こちらの国の担当省庁は、経済産業省ではなく国土交通省ですが、横田副町長は道の駅の実績もあるようですので、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。何とか採決され計画が進むことを強く望みます。

続きまして、下水道会計についてお聞きいたします。

最初にお話ししたとおり、現在下水道事業は独立採算となっておりますが、予算書を読ませていただくと、一般会計からの繰入れが見られます。今年度の予算 7 億 1,800 万円のうち、一般会計からの繰入れは幾らなのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 公営企業に対する繰出金は、毎年、総務副大臣からの通知により基準が定められております。一般会計からの基準内の繰り出しを行った際には、その一部が地方交付税により考慮されるというものでございます。

利根町一般会計からの基準内繰り出しを令和 8 年度の予算で御説明させていただきますと、雨水処理に要する経費 1 億 74 万 7,000 円、流域下水道の建設に要する経費 471 万 6,000 円、高度処理に要する経費 207 万 7,000 円、地方公営企業法の適用に要する経費 168 万 7,000 円がございまして。基準内繰出金は合計で 1 億 922 万 4,000 円でございます。

また、国の繰り出し基準外にはなりますが、町単独で繰り出し基準を定めた繰出金で、都市計画税を財源とする公共下水道起債償還金への充当分として 1,643 万 1,000 円、過疎対策事業債償還金への充当として 60 万 5,000 円がございまして。合計で 1,703 万 6,000 円でございます。

さらに、下水道使用料の収入では賄えず、財源不足分に対する一般会計からの補助金として 4,800 万円を繰り出ししていただき、合計で 1 億 7,426 万円の一般会計からの繰入金が下水道事業の収入となって事業を運営している状況でございます。本来であれば、公営企業は独立採算の原則がございまして、補助金の 4,800 万円などは繰り入れてもらわなくても事業を運営できるようになることが望ましいことではございますが、現在の使用料金の水準では経費を賄っていないのが実情です。

今後は、経営基盤を強化するための料金改定は必須であると考えております。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。大変よく理解できました。

続きまして、下水道管の管路修繕工事についてお聞きいたします。

皆さんも記憶に新しい八潮市の陥没事故、あのような大きい穴が空くような下水道管は利根町にはありませんが、町内には茨城県の大きい管が通っております。この下水道管は、つくばから牛久、龍ヶ崎を通過して利根町の浄化センターへたどり着きます。

昨年、茨城県が検査し発表した情報によりますと、下水道の緊急度Ⅰというものが町内にあります。あくまで茨城県の下水道管ではありますが、工事等の情報が町に下りてきていれば教えてください。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、内径2メートル以上、かつ1994年度以前に設置、改築された管路を対象に全国特別重点調査が実施されました。調査の結果につきましては、茨城県のホームページで公表されているところではございますが、利根町が構成市町村となっている霞ヶ浦常南流域下水道研究学園都市－利根町間幹線において、速やかな対策の実施が必要とされる緊急度Ⅰの要対策延長は、1,371メートルとなっております。

今後の対応といたしましては、対策工事の早期完了を目指して検討を行っているのですが、要対策箇所的大部分が大口径かつ管路内の汚水の水位が常時高くなっており、対策工事が困難となっているとのことです。

そのため、対策工事完了までの間の措置として、異常の早期発見及び陥没事故を未然に防ぐため、定期的に路面下空洞調査や路面巡視を実施するとともに、調査結果や道路の異常を発見した際のお問合せ先として、全国特別重点調査結果に関する相談窓口を茨城県土木部都市局下水道課内に設置しているとのことです。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。県のほうにも強く要望していただければと思います。

次は、利根町の下水道管の修繕についてお聞きいたします。

利根町の下水道管の修繕はどのように進めているのでしょうか。計画的に古い場所などから進められているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 下水道管の適正な維持管理を行うため、利根町下水道ストックマネジメント計画を策定し、老朽化が進んでいる箇所から優先的に修繕工事を実施しております。下水道の老朽化や破損の状況につきましては、テレビカメラによる調査を順次実施しており、調査結果を基に下水道管の緊急度の判定や修繕箇所の選定を行っております。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。利根町の下水道管は小さいので、八潮市

のような事故はないと思われますが、もし利根町の下水道管に穴が空いた場合の近隣住民の被害と対処方法はどのように考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 道路の陥没や復旧までの間に、下水道が使用できなくなることによる住民生活への影響が考えられます。また、対処方法につきましては、下水道管に異常が発生した場合には速やかに現地調査を行い、周囲の安全確保を最優先に必要な応急対応や交通規制を実施いたします。その後、原因について調査を行い、早期の復旧及び再発防止を行いたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） 下水道管の異常は道路の変化に現れると思いますが、道路の異常はどのように現れるのでしょうか。また、そのとき町民の対応はどうすればよいのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 道路の陥没やひび割れ、路面の沈下、マンホール周辺の異常などが発生すると考えられます。町民の方が下水道管に起因する可能性のある道路の変化を発見された場合には、安全のため当該箇所には近づかず、速やかに役場まで御連絡して下さるようお願いいたします。

下水道管については、適切な維持管理を行うため調査や修繕を進めてはおりますが、町民の方からの通報は、異常の早期発見や事故防止につながる大変重要な情報であることから、引き続き御協力をお願いしたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

それでは、3 月末に下水道運営協議会から受けた答申についてお聞きいたします。

今までの答弁で聞いたとおり、利根町の下水道の現状、管路をどのようにしていくかは理解しました。この後の質問は、今後提出されるであろう答申を受けての下水道使用料適正化のことをお聞きいたします。

最初に私の考えではありますが、下水道の料金が安いではなく、将来町に住み続ける人が安定した下水道サービスを受けられるようになっていただければと考え、幾つかお聞きいたします。

まずは、答申にありました基本使用料の負担についてお聞きいたします。

今後の安定した財源、物価高騰に対応するため基本料金を考えるのは理解できます。しかし、使用量の少ない人ほど割高感があると考えます。また下水道は、先ほどお聞きしたとおり普及率を考えると多くの人が対象になります。非課税世帯や生活保護世帯、使用している世帯全てに負担してもらうのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 今までの利根町の下水道使用料には基本料金がございましたので、例えば1か月当たり6立方メートル使用した場合には、税抜720円を払えば済んでいたものが、答申の料金改定案では基本使用料を新たに設けたことから、同じ6立方メートル使用した場合には、基本使用料1,100円に従量使用料6立方分として180円を足した税抜1,280円を支払わなければなりません。

しかし、これは今までの料金が極端に安価であったためであり、近隣団体や類似団体では800円から1,500円と、当町の改定案よりも高い基本使用料を設定している団体もございますので、決して高過ぎるわけではないと考えております。

協議会委員の皆様からは、今後、人口が減少していく中での安定的な収入の確保を考えると、基本使用料1,100円は妥当な水準であるとの御意見も多くいただいております。

しかしながら、少量使用者にとっての下水道使用量の変化は大きいため、激変緩和策といたしまして、10立方メートルまでの従量料金を1立方メートル当たり30円と極めて低い価格に抑える形で、少量使用者の負担を極力抑える料金体系案となっております。

また、生活保護世帯に対する減免措置につきましては、支給されます生活保護費の中に、生活扶助として電気、ガス、水道などの日常暮らしのための費用が含まれております。下水道もこれに該当しますので、さらに下水道使用料を減免とするということは今のところ考えておりません。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 篠塚議員、御指摘ありがとうございます。これは、実は答申が返ってきて、去年7月に町長に就任しましてこれを見たときに、44自治体が県内にあります。基本料を取っていないというのは、利根町だけです。何でという形をいろいろ調べていった結果、一般財源のほうから出してるのですが、それが独立会計というか独立採算としては正しいのかどうかということで、今、検討しております。

今、篠塚議員おっしゃったように、その御意見も含めて答弁した内容も含めて検討して、なるべく早い時期に臨時議会になるか定例議会になるか分かりませんが進めていくつもりでおりますので、そこまでお待ち願いたいと思います。

いずれにしても、びっくりしたところもあったので前向きに、いい機会ですので、ここは町内でも賛否両論渦巻くかもしれませんが、しっかりと対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。それについても、議会のほうでも議論していければと考えております。

続いて、二部使用料制についてお聞きいたします。

今までの1立米120円と消費税で使った分だけ払うといった簡単な料金に比べ、少し複

雑になります。皆さん基本的には届いた請求書を見て支払うのですが、新たな二部使用料制は、たくさん使うと割高と言っては変ですが、高くなっていきます。どのような形で町民に周知し、理解していただくのかをお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 現在の単一単価のみの料金体系に比べ複雑になりますことから、現在の基本使用料のない使用水量ごとに1立方メートル120円の均一単価の表と、改定案では、基本使用料と使用水量ごとに段階に応じて使用料単価が上がっていく表を併記する形で変更の内容を確認いただけるようにします。また、参考として、計算方法を例示することでお客自身でも計算ができるようにします。さらに、料金早見表を作成して、使用水量に応じた金額が一目で分かるようにしたいと考えております。

周知の方法といたしましては、広報とねと町公式ホームページを予定しております。請求書の送付先が町外に設定されている方や事業者の方に対しましては、通知によりお知らせしたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 答申書の附帯意見を読ませていただくと、3年から5年をめどに使用料金を考えるとありますが、運営協議会で続けて検討していくのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 今回、下水道使用料適正化について協議いただきました利根町下水道事業運営協議会を継続して設置し、定期的に料金適正化について協議できる体制を整えておきます。

国土交通省の社会資本整備総合交付金の交付要件にも、少なくとも5年に1回の頻度での下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、その結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に明記し、ホームページ等で公表することとなっておりますので、定期的な検討をしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 下水道事業の安定運営のためとはいえ、町民には多少の負担をお願いすることになると思われます。財源がないから料金を上げるでは、納得のいかない人もいるかもしれません。現在でも十分努力していると思われますが、さらなる維持管理費の削減は何か考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） スtockマネジメント計画に基づき、今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位づけを行った上で、施設の点検、調査、修繕、改善を実施し、施設管理を最適化していくことで、長期的に見て費用の削減につながるものと考えております。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

私が今回この質問をしたのは、議案が出る前に、執行部と町民の皆様にご利用の下水道をもう一度知ってほしかったからであります。人口減少社会で様々な問題がこれからも出てくると思われれますが、まずはインフラが安定して受けられる町を目指していただければと考えております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を10時50分とします。

午前10時36分休憩

午前10時50分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告，6 番峯山典明君。

〔6 番峯山典明君登壇〕

○6 番（峯山典明君） 2 番通告，6 番峯山典明でございます。議場にお越しの皆様，そしてユーチューブを御覧の皆様，本日は議会を傍聴いただきまして，誠にありがとうございます。

質問に先立ち，申し上げたいことがございます。

台風6号で被害に遭われました皆様に，心からお見舞い申し上げます。そして，今回の台風対応に当たり，住民の安全確保のため尽力された職員の皆様にも感謝申し上げます。

それでは，一般質問に移らせていただきます。

まず初めに，今回一般質問は大きく分けて四つ，細かく分けると八つ，8項目に分けております。

今回も一般質問の中には，留学生の一戸建て住宅における多人数居住と建築基準法上の用途変更の問題について取り上げております。この問題，議会では私が昨年12月議会において，現地調査，関係資料の確認を行った上で初めて取り上げておりました。私は，実際に多人数で同居されている住宅を訪問し，居住実態の聞き取りを行うとともに，法務局で登記簿を取得し，建物の用途についても確認いたしました。その結果，実態としては多数の居住者が共同生活を行っているにもかかわらず，登記上は居宅となっている事例が見受けられ，建築基準法上の用途変更や安全性の確保について問題提起を行いました。

12月の一般質問の後には，防災危機管理課がすぐに動いてくださり，火災報知機に関しては消防署と連携して対応していただきました。その後，この問題は議会内でも関心が高まり，前回3月議会では本谷議員が同様の趣旨で取り上げております。また，今定例会でも明日佐藤議員がやはり多人数同居の問題を取り上げているということは，それだけ重要な問題であるということの現れであり，町としても重く受け止める必要があると考えます。

それでは通告に従い質問に入らせていただきます。

まず一つ目に、農林業近代化施設に関する問題です。こちらの農林業近代化施設解体工事が始まりますが、積算根拠と考査委員会に関する情報公開について質問いたします。

施設の解体費用について、町の当初の見込み8,000万円から約1億円と、実際の落札額2,680万円の間に看過できない巨額の乖離が生じた理由は何か。また、考査委員会審議結果報告書では審議内容が一切分かりません。報告書にある結果に至った根拠と同じことを繰り返さないための改善策について、及び町民への説明責任の在り方について伺います。

以降は自席から質問させていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質問に対する答弁を求めます。

農業政策課長大越正博君。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長大越正博君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 峯山議員の御質問にお答えします。

まず、解体費用について、令和7年1月に予算規模を把握するため概算で見積りをお願いしたところ、税込み約7,600万円とのことでしたので、令和7年2月1日の解体に関する報告会で当時の農業政策課長が、およそ8,000万円との説明をしたものでございます。また、併せて解体設計業務委託につきましても、600万円から700万円と説明しております。その後、令和7年度に委託した解体設計業務委託では、設計額が税込みで6,594万5,000円と積算されており、税抜価格としては5,995万円で行いました。

この設計額を基に入札を行った結果、7者から応札があり、税抜きの入札価格の結果を申し上げますと、入札額の高い順に、7,850万円、6,450万円、6,360万円、4,480万円、3,440万円、3,200万円、2,680万円でございます。この入札結果により、約3,600万円の設計額との差が生じたものでございます。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 私のほうからは、情報公開についてお答えさせていただきます。

令和8年3月31日付利根町職員考査委員会審議結果報告につきまして、令和8年4月27日付で、峯山議員より、利根町職員考査委員会審議内容に関しての公文書開示請求がございました。これに対して、令和8年5月1日付で公文書非開示決定通知書にて回答させていただきました。

非開示決定通知書で通知いたしましたとおり、利根町考査委員会審議内容につきましては、利根町情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当することから、開示しない決定をいたしました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） この利根町職員考査委員会の審議内容につきましては、今、総務課長から答弁がありましたが、情報の開示ができないとの回答でございます。

ただ、しかしながら、こちらの件につきましては、町民の皆様の重要な関心事であると認識しておりますので、利根町職員考査委員会からの審議内容の報告を受け、報告書にある結果に至った根拠と同じことを繰り返さないための改善策について、私のほうからお話をできる範囲で答弁をさせていただくつもりでございます。

まず初めに、報告書にある結果に至った根拠についてでございます。

令和6年5月25日に開催した令和6年きくらげ栽培施設の説明会第3部での住民説明の真意について、故意に虚偽の説明を行ったわけではなく、住民に説明すべきであることを発信しているものであります。ということで、処罰の対象ではないと判断したところでございます。

ただし、当町の職員が、県や国に確認せずに住民説明会の場で不正確な情報をお伝えして、誤った情報が誤解や混乱を招くことになってしまったことにつきましては、深くおわびをするものでございます。

次に、令和7年2月1日に開催した令和6年度農業近代化施設解体に関する報告会での職員の言動につきましては、故意に虚偽の説明を行ったわけではないことを真剣に説明している中で、話を聞き入れてもらえない、受容されない状況で声を荒げてしまった結果とし、町民の方からも「怒らせてすみませんね、申し訳ございませんでした」との謝罪の発言もございましたので、ここを処罰の対象ではないと判断したところでございます。

そして、令和6年10月19日に開催した令和6年農林業近代化施設の石綿含有分析調査結果に関する説明会での職員の言動については、担当者として住民の考えを理解しようとして発言したことであり、住民に対して居直り発言のつもりで言ったものではないとし、処罰の対象ではないと判断いたしました。

最後に、農林業近代化施設の瓦礫処理に必要な手続を行った等の廃棄物処理法違反については、故意による過失は見当たらないと判断をいたしました。

いずれの件も処罰の対象ではないと判断いたしましたが、今年度当初に組織全体の規範意識を維持する観点から、全職員に対し、再発防止に向け厳重注意と今後の職務遂行に際し、公務員としての自覚を持ち、町民からの信頼される行政運営を徹底し、町のために職責を果たすために全力を挙げて日々の職務に遂行するよう指導したところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） まず最初に、解体費用について伺います。こちら違った角度から質問いたします。

説明会の中で説明がありました設計業者から頂いた見積り、その結果、約8,000万円程度になったということで、今回入札の予定価格も6,594万5,000円になったということなの

ですけれども、この設計業者から頂いた見積りに関してなのですが、具体的にどのような内容だったのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 1月に頂いた見積りは、あくまで予算の規模を把握するための概算での見積りでございます。その後、発注しました設計業務においては、詳細な設計でございます。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 詳細な設計のほうに関してが、予定価格の6,594万5,000円でよろしいのですか。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） そのとおりです。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） この6,594万5,000円が予定価格となっておりますけれども、これでも実際の落札額2,680万円との間にすごく大きい差が生じております。このことを町はどのように分析されているのでしょうか。あまりにも金額が過大なので設計段階で条件が変わったのか、または市場価格との認識に大きな差があったのか、いろいろあると思うのですけれども、どうしてこれだけ大きな差が出たのかなという分析をされたかどうか伺います。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 入札価格ですけれども、先ほども言いましたが、一番高いところで7,850万円、一番安いので2,680万円となっております、これは入札の結果だと思っております。分析については、農政課ではしておりません。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 農政課では分析していないということなのですが、町長及び総務課ではいかがでしょうか、また財政課で。

○議長（大越勇一君） 財政課長亀谷英一君。

○財政課長（亀谷英一君） 今回、予定価格と比較しまして、かなり安い金額で落札されました。本町の一般競争入札におきまして、予定価格とともに低入札調査基準価格を設けておりまして、今回落札した株式会社フルヤ建商の入札金額は同基準額を下回ったため、規定に基づく調査を実施しております。

国や町のマニュアル等に沿って内訳書の精査とヒアリングを行った結果、同社では自社運営の産廃処分場と自社保有の建設機械を有しております、処分費用と機械経費の大幅な削減が可能であるという根拠が確認されました。また、技術者の配置状況や過去の実績とも整合していることから手抜き工事などの懸念はなく、品質、安全性を確保した適正な施工が十分に可能と判断し、仮契約を締結したものでございます。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 峯山議員の質問，私も同じ疑問を持ちました。当初1億円かかるとか，8,000万円だ，7,000万円だという話で予定価格を先ほど言った7,000万円弱，それで入札をした結果，出てきたのが2,680万円ということで，なぜこんなに差が出るのかということで，今，財政課長が言ったように，あまりにも低価格だったので，本当にこれで大丈夫なのですかという調査をしていただきました。

いろいろヒアリングした結果，今，財政課長が言ったように，最終処分場を持っているとか，そこが結構大きなウエートを占めているという感じを受けたのですが，そのようなあまりにも峯山議員おっしゃったように差が大きいので，そのところはしっかり入札結果に不備がないようにということで確認をして，当初の7,000万円だ，8,000万円だという価格に比べて，このような2,680万円という価格に落ち着いたことは，税金の支出がそれだけ町政の支出が減ったということで大変うれしいと思ったのですが，今後，解体というのはあまり発注というか入札の区分としては少ないということを知っております。建築とか土木だったら多いのですが，解体というのは今回特殊というか珍しいことでしたので，本当に大変失礼な言い方になっちゃうのですが，本当に勉強させてもらったなという思いがあります。

いずれにしても，町としての入札に関するやるべきことは，手順どおりというか，規定に沿って対応したつもりでおります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 低入札ということで調査されました。その調査の結果，全く問題ないという，今，御答弁でしたけれども，請願審査の際に参考人から3,000万円以下で解体可能という意見が示されておりました。その後，令和7年2月1日の説明会で，当時総務課長，政策企画課長，財政課長，農業政策課長が同席している場所でも，参加者の方から，この3,000万円以下で解体可能ということが請願審査の中でも示されていますという発言がありましたので，令和7年2月1日の段階で皆さんその情報は持っていたと私は感じております。

そのような状況でありながら，町はその見解について検証や聞き取りということをしていただけたのかどうかということが気になります。いかがですか。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 町としましては，先ほども言いましたように，概算で見積りをいただいた業者さんの金額7,600万円ということですので，8,000万円ということで当時の農政課長が話したものでございます。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） すみせん，食い下がります。

金額が最初8,000万円から1億円を切っていて、次が予定入札が6,594万5,000円、その前には請願審査特別委員会の中で参考人から3,000万円以下で解体可能という意見が出されておりました、令和7年2月1日の段階で皆さん御存じでした、この情報については。実際地方自治体は、まず最小限の費用で最大の効果を発揮するというものがありますということを見ると、実際3,000万円以下でできるという情報があった場合、これはそのような情報を持つてる方を頼ったほうが私はいいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（大越勇一君） 財政課長亀谷英一君。

○財政課長（亀谷英一君） 町としてもこういった工事を発注する際には、基本的には入札というのは基準でございます。入札をする上で、実勢価格というのを予定価格として設定する必要があることから、今回設計業務、そちらを委託させていただいて、そちらの設計金額を今回予定価格とさせていただいたところでございます。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 続きまして、考査委員会の審議結果についてですが、こちらは、今、町長から根拠、改善策が示されました。実際、ただホームページにはこれらが載っていなかったのです。実際説明会のときに、私たち、町長が公表しますよと発言されたので期待をしておりました。しかし、実際には根拠等審議内容が示されていなかったので大変がっかりしたというのがあるのですけれども、今のようなお話、これは今後ホームページに公開もしくは地域住民の方たちへの説明会を再度開いて、また御報告ということはあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 今回、町長が答弁した結果につきましては、後日ホームページのほうには掲載したいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 1点だけ、故意による過失は見当たらないというのは、すごく気になります。どうしてかと言いますと、私もそうなのですけれども、地域住民の方たちも処罰は求めておりません。一番重要なことは、どうしてという、そこなのです。どうしてこのようなことが起きたのですかというところが、すごく気になっております。

廃棄物処理法違反に関しては、説明会の中で、町自らが法令確認を怠ったこと、そして排出事業者としての責任を果たさなかったことを認めております。そして謝罪をしております。

ただ、それにもかかわらず故意による過失が見当たらないというその一文があると、すごく、ではどのような審議をされたのかな、協議があったのかなということが気になります。

情報公開請求したところ、情報公開条例に該当するというお話だったのですけれども、弁護士に相談したところ、該当しないよというお話でした。確かに、今後審議内容に関して発言しにくくなるという懸念はあるかもしれないのですけれども、ただこの場合、黒塗りするという対応ができるのかなと私は考えるのですけれども、それでも公開はできなかったのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） その部分に関してでも、最初、峯山議員が情報公開の申請に来たときに、この文言ではほぼほぼ非開示になりますよということで私のほうから説明させていただいたときにも、峯山議員のほうは御理解いただけたような感じだったので、今回は全て非開示にさせていただきました。

今、峯山議員がおっしゃってるとおり、一部黒塗りにして部分開示しても可能なのですけれども、そちら黒塗りにした結果、多分、峯山議員が求めている内容は網羅できないかと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 今回、個人という話ではなくて、やはり組織の問題だと思っております。平成8年にこの施設、町が買い戻しまして、そこから補助金返還の有無に関していろいろとありました。ただ、これらも全てが書類が残っていないというところで、何も分からない、過去のことからいって、うやむやになってしまうという懸念があります。今後そういったことがないように、本当に書類、これが全てだと思っております。私たちは何か申請するとき必ず法令にのっとって、そして条例のっとって、そして書類がそろっていますかということで確認されます。

ですから、公務に携わってる皆さんが、書類、これを根拠として町民の方たちに示していただかないと私たち納得できないものですから、今後このようなことが口約束または伝言ゲームのような形で変わってしまうことがありますので、必ず文書で引き継いでいただきたいなと思います。

当初8,000万円から1億円で説明されたものが実際に3分の1以下、これはすごく大きいです。もう本当にショックでした。ただ、私たち、最初から3,000万円以下でできると思っていたので、妥当な金額かなと思っております。審査委員会の報告書についても結論だけでなく、その判断に至った経緯や根拠、また改めて透明性が求められますので、ホームページに公開する、または町長がまた説明会を開く等で地域住民の方たちに説明責任を果たしていただければと思います。

では次の質問に移らせていただきます。

日本ウェルネススポーツ大学との協定遵守及び適正な施設運用についてです。

スポーツ大学として誘致された経緯に対して、現状の留学生中心の運営実態が当初の協

定内容と乖離していないか、現状認識を問います。

あわせて、一般住宅から寄宿舍への用途変更の進捗及び大学敷地内の自衛隊ヘリコプター設置が町との連携に資するものなのか、協定書の見直しを含め見解を伺います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、日本ウェルネススポーツ大学の誘致に関しまして御説明いたします。

土地利用当時、土地利用協議会を立ち上げまして、少子化の影響で廃校となりました学校跡地の利活用を検討していたところ、文科省のみんなの廃校プロジェクトにより、学校法人タイケン学園のほうから学校跡地を活用した４年制大学の開学の提案がございました。町の活性化や地域経済に大きく貢献するものとして、この提案を当時了承してございます。

その後、大学設置認可申請に向け、双方の協力について必要な事項を定めました基本合意書を締結しまして、大学設置の実現に向け、町とタイケン学園側双方が誠実に対応するものというふうな形で締結してございます。

当時の町長のほか、多くの団体等が人口減少により活気を失いつつある本町にとって、学校法人タイケン学園による４年制大学の開学は町再生の切り札であることから、当時の文部科学大臣へ学校法人タイケン学園による４年制大学の設置認可についての要望書の提出を行いまして、大学設置の認可を受けまして、平成24年４月にウェルネススポーツ大学が開学し、平成30年４月に全日制の通学課程が開設されております。

平成24年８月１日に日本ウェルネススポーツ大学と五つの連携事項につきまして、町と協定書のほうを締結しております。

一つ目は、相互の人的、物的及び学術的資源の活用に関すること、二つ目は、教育、文化及びスポーツの振興に関すること、三つ目は、人材の育成に関すること、四つ目は、地域福祉、医療の向上に関すること、五つ目は、その他連携を推進するために必要な事項に関することの５点でございます。

議員も御存じのように、この協定に基づき町内で行われるイベントに学生の方々に参加、協力いただいたり、町民が参加できる大学の公開講座を実施するなど、様々な連携事業が実施されております。

また、近年、大学において留学生の数が増加しておりますことから、本年３月23日に日本ウェルネススポーツ大学別科と通訳支援に関する協定を新たに締結しまして、週に１回、住民課の窓口で通訳支援及び学生の生活相談を実施しております。

当町としましては、これまでの大学との連携は住民サービスの向上につながるものと認識しておりますので、引き続き大学側と連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

なお、大学の敷地内への自衛隊ヘリコプターの展示につきましては、大学側と自衛隊茨城地方協力本部との間で結ばれました連携協定に関係しているものと考えております。住

民の方から御心配の声をいただいておりますので、このことにつきましては、住民の皆様の不安を払拭できるよう、大学側のほうに既にお伝えをさせていただいているところでございます。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 一般住宅から寄宿舍への用途変更の進捗についてでございますが、こちらの件に関しましては、日本ウェルネススポーツ大学の留学生が市街化調整区域内の一般住宅に多人数で居住している件のことについてだと認識しておりますが、こちらの件につきましては、前回も同様の質問がございまして答弁させていただいたことがあります。一時期、1軒の住宅に20名近くが居住しているという状況が確認されておりました。この件に関しましては、大学側のほうに対しまして、町内の住宅を学生寮や寄宿舍のような形で利用する場合には、都市計画法や建築基準法等に関する確認が必要である旨を周知させていただいたほか、この状況について許可権限を持ちます県南県民センター建築指導課のほうへ相談、共有をしております。

現在、県南県民センター建築指導課のほうから、大学に対しまして定期的な確認や指導を進めていただいております。その結果、5月末現在ではございますが、この住宅に住民登録がある外国人の留学生は5名にまで減少しております。

今後、大学側には留学生の受入れや居住先の選定について、各種法令を遵守していただくよう周知のほうを継続してまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） まず協定について伺います。この協定が大体10年以上経過しておりますけれども、現状留学生が増えているというものがあります。先ほど、別科と協定を結びましたと言いますけれども、それはあくまで別科が役場で窓口対応にお手伝いしていただいているというお話なのですけれども、それとは別に大学運営と町の連携に関する部分、この窓口以外で見直しということは考えられますか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今現在、平成24年8月1日に締結しました協定書のほうを見直すことは考えておりません。昨年11月から大学のほうのスクールバスをお借りしたときにも、この協定書に基づく相互の物的支援というスクールバスの部分と、その他の連携というところを併せまして話をさせていただいて活用させていただいているところでございます。何かこれに追加するものがあれば、3月に締結したように個別に締結するものもあれば、五つ目のその他の連携を推進するためというところに位置づけを行って、相互間で合意が得られれば進めていくという形で考えております。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 協定書の見直しをもしされなくても、実際、教育、文化、スポー

ツの振興が掲げられております。そして人材育成、そして地域福祉の向上、これらは協定書の内容に盛り込まれているじゃないですか。

先日、まち未来創造課が利根町のくらし応援商品券、この御説明がございました。そのときに、年齢、国籍問わず利根町に暮らす方たち全員というお話でした。ということは留学生もこの教育、文化、スポーツの振興、人材育成、地域福祉の向上に関わるものだと思っております。ですから、もし留学生が地域福祉というところに関わるもので悩み事、相談事というものがあつたら、やはりそこは町が中心となって大学側と密に連携を取って相談に乗って話を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 先ほど、毎月週に1回ですか、住民課のほうで学生的生活相談というのも含めまして、その中でいろいろな相談があれば、当然町の中の関係部署のほうに話が来ると考えております。直接来られる場合につきましても、町のほうで語学のほうがなかなか難しいことであれば、そのときは週に1回の月曜日の担当のいるところと一緒に行って相談を受けることも考えておりますので、全て協定書に書かれていないといけないとか、それ以外のものはやらないということではなくて、あくまでも町民の中の一人として同じ対応を取っていききたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 自衛隊のヘリコプターなのですけども、こちら設置について町は事前に相談は受けていたのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 設置につきまして事前に相談は受けておりませんが、セレモニーに関しまして招待状が届きまして、町長と総務課長と政策企画課の私のほうの3名が出席をさせていただいたところでございます。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 今、政策企画課長が言ったとおりオープニングがあつたので、来て下さいという招待状があつたので、行ったらヘリコプターがあつて、その前に、ヘリコプターが何であるのかと町のほうに問合せもありました。それもあつたので、私も何でここにあるのかなと思ったので、あの場で何でここにヘリコプターがあるのかということ自衛隊の県のトップの人と、あと理事長にお聞きしました。そしたらそのときの答弁が、毎年毎年1万5,000人の自衛隊員が退職をしていると、補充として七、八千人しか埋まらないのだということで、各高校とか大学に、もし就職をする場合には自衛隊のほうにお願いしますということ自衛隊がやっているということで、タイケン学園とかウェルネス大学のほうにもお願いに上がったと、よし分かったと、うちはもう優先的というか、自衛隊の補充に対して国の安心安全のためには自衛隊員は必要だと思っているのか、皆さん御存じのようにタイケン学園は自衛隊色が非常に強いところでご

ございますので、すぐにそういう返事をしたということを伺って、そしたら自衛隊のほうから当然飛べないヘリコプターなのだけれども、それをあげたか借りたかは分かりませんが、あそこに展示をするという話になったそうです。それで、あそこに展示することになったということを自衛隊とタイケン学園の双方から話を聞きました。で、あそこに、今、置いてあるというところでございます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） こちらの件、何も全面的に否定してるわけではありません。やはり突然大きなものが敷地内に設置されて、これは一体何だということで驚きの声のほうが大きかったです。しかし事前に説明があれば、納得できる部分もあると思います。農林業近代化施設の件もそうですし、今後、これから質問する太陽光パネルのこともそうです。やはり説明会はすごく大事だと思っております。まちづくりの観点からも、やはり地域住民の方たちに何か違和感を覚えさせるようなことがあれば、それは事後報告ではなく事前に説明していただきたいです。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 町長 山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） ヘリコプターに関しましては、実際に知らなかったのです。えって聞いて、行ったらヘリコプターがあったので、これ何なのですかという話を聞いたところでございます。

今、おっしゃったように事後ではなくて、これからアンテナを高くして、そういった情報があれば町のほうから、それでも事後になっちゃうかもしれないけれども、事前にできる限り把握をして住民の皆さんにお知らせするという心がけというか、そのような体制ということで進めていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

自治会と区が担う役割と区長制度の見直し、公助と共助の明確化及び地域環境の管理と住民の安全確保についてです。

まず、12月議会で平等性の観点から課題があるものと認識していると答弁された地区灯の電気代の満額公費負担化について伺います。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長 齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 令和7年12月議会定例会の峯山議員の一般質問でお答えしましたとおり、各地区に設置してあります地区灯につきましては、夜間の明るさを確保し、防犯上の観点からも地域の安全安心を支える重要な設備であり、そのため自治会への加入の有無にかかわらず、地区住民の方々が等しくその恩恵を受けているものと考えております。

しかしながら、自治会加入率が低下する中で、自治会員の負担によって地区灯が維持管理されており、一部の地区におきましては自治会未加入者に対し電気料金の徴収をしてい

る事例もあると伺っておりますが、自治会の未加入者に負担が生じない現状は、地区によりましては課題があるものと認識しております。

地区灯電気料の補助についてでございますが、令和7年度の申請実績といたしまして36地区中17地区から申請がございましたが、対象となる地区のうち半数ほどとなっております。このことから、昨年度も年度当初の区長会総会のほか、各区の区長の方々に事業内容及び申請方法を通知させていただきましたが、まずは補助事業の周知をさらに強化し、対象となる全ての地区に御活用いただきたいと考えております。

また満額公費負担につきましては、昨年度より開始した補助事業のため、先ほど申し上げましたとおり実績が少なく、どの程度の費用がかかるのか見通しを立てるためにも検討が必要となってまいります。一過性の事業ではなく持続的に事業を実施していくためにも、町の財政面などを含め総合的な判断が必要であることから、現時点で満額補助につきましては難しいと考えておりますが、本補助事業は安全なまちづくりを支える重要な施策でございますので、今後、近隣市町村の状況や電気料金の推移などを注視しながら、現制度の補助率等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 一度一般質問してますので確認だったのですがけれども、今後の方向性について伺いたいです。

今現在4か月分の補助となっております。ただ、町としては、これは平等性の観点が課題があると認識しているとの答弁もありましたので、課題がある。実際平等性の観点に問題があるということは御理解されていると思っております。ですから、今、満額は難しいというお話でしたけれども、今後の方向性はどんなことをお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長 齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 今後の方向性ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、各区の区長の方々に補助制度の周知の強化を図らせていただきたいというふうに思ってます。申請件数が少ないものですから、その強化は行っていきたいと考えております。

現行の負担制度につきましては、地区灯の電気料を負担することによりまして、各区の環境整備や会計の負担軽減につながり効果はあるというふうに認識しておりますが、昨年度から始まったものでございますので、今後の申請状況を踏まえながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） ぜひ満額補助できるように、私も一般質問を引き続き頑張りたいと思っております。

続きまして公園について、公園の樹木、雑草の手入れ不足が不法行為を招き、住民の安全を脅かす割れ窓理論の状態にある現状をどのように把握されておりますでしょうか。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 公園の除草作業につきましては、業務委託により利用状況に応じまして年2回から4回実施をしているほか、地区の自治会やボランティアの皆様により定期的に実施されている公園もございます。また、樹木管理につきましては、職員による見回りや近隣の方からの御指摘などにより状況を把握し、剪定や伐採が必要と判断された場合には、その都度対応をしております。

なお、職員での対応が困難な高木や斜面地等につきましては、予算化の上、専門業者へ委託をしまして、安全上緊急を要する場合には緊急工事として対応させていただくこともございます。

樹木の剪定や伐採につきましては、もっと剪定してほしいという御意見がある一方で、木陰を残してほしい、目隠しになっているから切らないでほしいといった御意見など、利用者や近隣住民の方々の考え方が異なる場合もございますので、地区の総意として区長要望をいただいた上で対応を進めるようにしております。

議員御指摘の公園の管理不足が不法行為を誘発する、いわゆる割れ窓理論の状態にあるのではないかとにつきましては、町といたしましては、現時点において公園が犯罪の温床となるほど荒廃している状況にはないものと認識しております。

実際に、公園内でごみやたばこのポイ捨てや火遊びなどの事例を確認することもございますが、それらは樹木や雑草が繁茂し、死角となっている場所で行われているというよりも、公園内の開けた見通しのよい場所で行われているケースが多くございますので、樹木、雑草の手入れ不足が直接的な要因であるとは考えにくい状況であると考えております。また、除草作業や樹木剪定を実施した直後の比較的きれいな状態にもかかわらず、ごみの投棄や喫煙マナー違反などが発生している実態もありますので、不法行為の主な要因は、公園管理上の問題というよりも利用者のマナーやモラルによる部分が大きいものと認識しております。

そのため、ごみ捨てや自転車の乗り入れなど、公園利用のルールにつきましては、注意喚起の貼り紙等を設置し対応しているほか、盗難や器物破損、放火などの悪質な事案につきましては、その都度警察へ被害届を提出し、パトロール強化を依頼するなど、関係機関と連携し再発防止に努めております。

さらに、外国人によるごみやたばこのポイ捨てが多いと通報や目撃情報があった公園につきましては、外国語による注意喚起の貼り紙を設置しておりまして、今年度は外国語に対応した看板の作製も予定をしております。

加えまして、町内小中学校に対しまして、適正な公園利用について児童生徒の皆さんへの注意喚起を依頼しているほか、外国人学校に対しましては直接学校へ赴きまして留学生

の説明会を実施するなど、利用マナーの向上に向けた取組を進めております。

今後につきましても、限られた予算と人員の中ではございますが、安全で適正な公園環境の維持に努めてまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） 一つ一つ細かく伺いたかったのですけれども、一度に全部おっしゃっていただいたので、本当に今おっしゃったことを実際やっていただきたいなという思いです。地区からまとまって要望を出していただければ対応しますというお話だったので、速やかにやっていただきたいと思います。中には要望を出したけれども対応してくれなかったということもお話を伺ったりもしています。これは公園の管理だけではありません。様々なところですよ。地区の方が区長要望、自治会要望があったら、皆さん速やかに動いていただきたいと思います。

続きまして、正しく管理されない空き家・空き地への強制力の行使を含め、今後の対策について伺います。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長 本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 雑草繁茂、樹木の越境、ごみ放置など、周辺住民の生活環境や防災、防犯上の課題となっており、こちらでも認識しております。これまで所有者の調査、所有者が判明してからの所有者に対して適正管理を依頼する文書通知、そういった継続的な指導を行ってきておりますが、改善に至らない事例もあることから、町といたしましては大変苦慮しているところでございます。

管理につきましては、所有者が管理者責任を負うことが基本で、空き家につきましては法令に基づく措置が規定されておりますが、空き地については空家法の対象外であります。状況に応じて関係法令に基づき対応を行っております。所有者への指導だけでは改善されないものについては、法令上の手続を踏まずに町独自の判断で強制措置を行うことは難しい状況ではございますが、引き続き状況に応じて関係法令等を適切に活用と運用を行いながら、問題の改善と未然防止に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） 計画について伺います。

空家等対策計画では、令和 3 年度の時点で管理不適切空家等改善の件数が 172 件となっておりまして、目標数値として令和 9 年度には 376 件を掲げております。次年度には 376 件改善するという目標を掲げているのですけれども、これは通知を出した件数ではなく、改善件数だと考えております。実際に令和 3 年度から倍増するのですけれども、この改善件数を達成するための何か具体策はございますか。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長 本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 峯山議員の質問で、強制力の行使というふうにございま

すが、これは恐らく、いわゆる行政代執行のことを言われてるかと思うのですけれども、まずこういった行政代執行になってしまう特定空家というのがございまして、この場で特定空家とは分からない方もいらっしゃると思うので、御説明いたします。

特定空家とは、これは空家法という国の法律があるのですけれども、その中で特定空家について条件が四つございます。そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、三つ目が適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これらを特定空家と言いますけれども、特定空家になったからといって、すぐ行政代執行で行うというふうには考えておりませんで、先ほども答弁いたしましたけれども、こういった特定空家になってしまう前に所有者に対して今後も適正管理の依頼ですとか、それと、あとは所有者への責任の意識の育成、近所の方に迷惑になるとか、そういったことを常に意識していただき、そういったことに関して啓発ですとか、そういった空き家等の適正管理の必要性や重要性については、今後も町の広報紙や公式ホームページ等で強く訴えかけるというか、所有者の責任の重さ、それに関してホームページのほうで啓発していきたいというふうに考えております。そのことによって、少しでも特定空家になる管理不全空き家のほうが減っていけばなというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） 私の次、五十嵐議員が同じ質問されますので、ぜひそこでまた違った角度で答弁していただけたらと思います。

続きまして、同じく生活環境課ですけれども、太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第 9 条第 1 号の「説明会を開催するなど」の意図が伝わらない業者がございす。この「など」を削除することについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） この説明会を開催するなどにつきましては、事業者の事業計画に伴う周知の一つとしております。

などを意味するものとして、説明会以外の周知方法も含まれており、文書配付や個別説明なども含め、適切な周知及び意見聴取の機会を確保する観点から用いており、説明方法を曖昧にするわけではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするための表現でございます。

事業計画の周知方法といたしましては、条例及び関係ガイドラインに基づき説明会の開催を基本としつつ、説明会後の住民からの問合せに対しても対応していただくよう指導しております。

しかし、峯山議員の質問にありますように、などの表現につきましては柔軟性を確保する趣旨ではございますが、事業者の説明責任の明確化という観点もございしますので、ほか

の自治体の例なども踏まえ、これまでの運用上、明らかになった問題点や課題を改善するため実態に即した条例の改正をしたいと、私、考えております。

○議長（大越勇一君） 6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） こちらに関しては、本谷議員も同じような趣旨で質問されていることもございました。やはり事業者によっては説明会を開催しないで文書配付で終わらせるというところもありまして、実際、羽根野台では、文書配付が全てのお宅に配付されていなかった、知らなかったということもございました。ぜひ、これは条例の見直しというものを行っていただきたいと思っております。また改めて伺います。

○議長（大越勇一君） 町長 山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 繰り返しになってしまうのですがけれども、峯山議員と私も一緒に羽根野台の太陽光の話に参加したときに、チラシで済まされた。あと、実際に挨拶に来られたとってまちまちで、それで混乱になったというのを記憶しております。

そういったことも含めて、先ほど言ってた「など」を明確化に面会するとかにして分かりやすく混乱が生じないように改正しますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） 続きまして、区長制度の見直しの必要性について伺います。

今現在、区長制度というものはありますけれども、実際自治会に関することは表記がないと思われます。ですからこのことを踏まえて、区長制度の見直しの必要性について伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長 松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 先日この質問に対して峯山議員とヒアリングしたときに、区長の業務の量が多くなってるということだったので、そちらについてお答えさせていただきます。

区長の職務に関しては、区長設置に関する規則第3条第1項において職務が列举されております。その中で、複数の区から見直しを要望していただいておりますが、各戸配付及び回覧並びに募金などの取りまとめ及び収納でございまして、なるべく区の負担を軽減できるように今までも対応しております。

まず、各戸配付及び回覧につきましては、各区の負担を軽減するために平成30年4月から、原則として毎月第1金曜日の1回のみ御依頼することと変更しております。一方で月に1回の配付となりますと、その分1回当たりの回覧物の種類が増えてしまいますので、その仕分や一度に多くの回覧物をお配りしていただく際の重量的な部分で、なお負担があると思われます。この点につきましては、現状、可能な限り広報とねへの情報集約を進めることで対応してまいりたいと考えております。

次に、募金の取りまとめ及び収納につきましては、1年を通して異なる時期に募金など

の協力依頼があることから、従来はそれぞれの募金の協力依頼に合わせて、年に複数回各区の役員様などに集金に回っていただいております。しかしながら、これにつきましても1年を通しての事務となることから、例えば区によっては複数の募金などを一括して集金する、区の予算に募金などの相当額を組み込んでおき都度集金を行わないなど、各区の実情に合わせて柔軟に御対応していただいているようお願いしております。

こういったことから、年1回、区長の皆様方が集まっていただいて地区情報交換会というものを開催しておりますので、区長の皆様方に各区のいろいろな情報を交換していただければと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 自治会長さんに関しては、いかがでしょうか。区長さんイコール自治会長さんになっていないところも多々あります。そのときに、例えばなのですけども、イベントに行きました。そしたら区長さんのみが来賓として案内されて、自治会長さんは来賓として扱っていただけなかった。そして、区長総会、こちらも自治会長さんと区長さんが一緒ではなかった場合、当然自治会長さんは出席することはできないですといったような問題が起きていますので、区長イコール自治会長ではないという問題についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 総務課長 松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 町としましては、町と各区自治会のパイプ役として区長をお願いしておるところです。地区によっては別扱いとして自治会長を設けているところもございますので、町との一応連絡先としては区長を優先させていただいております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 今後ますます人口減少と自治会の担い手不足という問題が起きてきますので、改めて時代に即した区長制度というものと、改めて自治会に関する何か文言等を制定していただけたらと思います。今現在、自治会に関しては文言はありませんので、こちらに関してはぜひ検討をお願いしたいです。

では最後に、利根町の将来ビジョンに関する質問を行います。移住・定住につながる行政サービスの質的向上に向けた組織改革について。

移住フェア、シティプロモーション事業、観光事業に対して、実際の移住理由や費用対効果の検証を徹底すべきではないでしょうか。そして転入時の窓口対応、日頃の職員の接遇マナーの改善、住民満足度の向上への改善策について伺います。

あわせて、AIを活用したときのガイドライン、令和8年度で制定する予定、検討しますというお話だったのですが、AIを活用できる人材の採用及び業務効率化で生まれたリソースをどのように住民福祉や接遇の改善につなげるのか、また留学生が急増して

おります。人口構成の変化を踏まえ、当初の居場所づくり計画から留学生の寄宿舍化へと変質している空き家活用の実態をどう認識しているか、選択と集中によりどの層を最優先ターゲットとするのか、町長の明確な方針を伺います。

これは最後の質問になりますので、本当にこれは重要な話だと思います。今後まちづくり、町長は利根町をどのような町にしていくのか、ここも含めて伺います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

移住フェアの参加につきましては、昨年8月9日に東京交通会館にて開催されました茨城県主催のいばらきくらしのセミナーに参加し、移住制度のチラシを配布したほか、来場者29名の方に対しまして、当町の概要や魅力等につきましてプレゼンテーションを行っております。また、11月22日に東京ビッグサイトにて開催されました公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構主催の令和7年度J O I N移住・交流&地域おこしフェア2025に出展をいたしまして、当町の移住政策等についてPRを行い、当日、会場全体で1,500名弱の方が来場をしていただいたところでございます。

参加している方につきましては、将来移住を検討している方もいらっしゃいます。イベント参加費用の費用対効果の検証というのは、なかなか難しいのかなというふうに考えておりますけれども、まずは、利根町に移住していただくためには利根町を知っていただくのが第一と考えておりますので、今後も移住フェア等につきましては参加をさせていただいて、利根町を知っていただくきっかけをつくってまいりたいと考えております。

A I の活用、生成A I につきましては、令和8年第1回定例会におきましても御質問があり、答弁をさせていただきましたが、職員が個人利用するケースもありますので、令和8年度をめぐりA I の利用に関するガイドラインを整備し、利用範囲や禁止事項、情報の取扱い基準等を明確化することで、安全かつ適正な運用を図ってまいります。

A I の導入につきましては、まず効果が明確であり、かつ情報セキュリティの確保が図られる分野、具体的には、庁舎業務における文書作成支援や情報整理、定型的な問合せ対応など、業務効率化につながる分野について検討をしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、A I をあくまでも業務を補完する支援ツールとして位置づけまして、行政サービスの質の向上と職員の業務効率化の両立を図りながら、慎重かつ着実に活用の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 職員の接遇マナーの改善については、まず職員を教育する必要があります。当町では、例年、稲敷広域市町村圏総合事務組合主催の窓口サービス向上研修、茨城県自治研修所主催のクレーム対応基礎講座、クレーム対応能力向上講座により、それぞれ職員に受講していただいております。

新人教育では、日本電信電話ユーザー協会主催の新人社員ビジネスマナー研修及びビジ

ネス電話対応スキルアップ研修の受講を必須とし、日々の業務に役立てていただいております。前述の窓口サービス向上研修を受講し、サービス接遇の知識をより深めたいと、公益財団法人実務技能検定協会のサービス接遇検定の資格を取得した意欲ある職員も実際にはおります。職員受講者を年々増やし続け、職員受講者を手本として職員の接遇マナーの改善につなげてまいりたいと思います。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 空き家バンク制度を活用しない民間による賃貸借については、外国人留学生に限らず、居住実態や利用形態を全て把握することは困難でございます。ですが、学校との連携により留学生を受け入れる時期など、情報共有において居住先のリストを頂いております。地域での課題や生活環境上の問題が発生した場合には、リストを基に学校に確認の上、引き続き関係部署と連携しながら対応に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 番通告， 9 番五十嵐辰雄君。

〔 9 番五十嵐辰雄君登壇〕

○ 9 番（五十嵐辰雄君） 3 番通告， 9 番五十嵐辰雄でございます。通告に従いまして質問いたします。

まず1 番として、消防団員確保の協力依頼についてお尋ねをいたします。

近年、災害が激甚化、頻発する中、地域に密着した消防団は、災害発生時にいち早く災害現場に駆けつけ、消火活動、救助活動に従事しており、地域防災力の中核として活動されています。

今後、地震や大規模災害の発生が危惧されている中、地域において日頃から備えを万全にしておくことが重要であります。地域防災力の強化を担う消防団には、一層の御協力をいただいております。

総務省消防庁の統計によると、消防団員数は令和6年4月1日現在では74万人と、この3年間で約6万人も減少しています。消防庁において、消防団員の確保に向けた様々な施策を展開し、女性団員、機能別団員等について重点的に取り組んでおります。消防庁として、消防団に入っていくための財政的支援策を立てています。自治体としても、消防行政の取組が肝要であります。

我が国では、労働力不足を補うために外国籍の労働者を雇用する企業が年々増加しています。新聞報道によると、県内で外国籍の消防団員が増加しております。昨年4月時点で、

11の市と町で16人が活動しています。そして、地域防災の担い手としての役割を果たしています。少子高齢化で団員の確保が難しくなる中、県内自治体からは、地域の人のために入ってくれたのに、外国人は国籍で業務内容を区分されているのは心苦しいとの声が上がっています。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

一つ目は、消防団員確保の取組について、町ではどのような活動を行っていますか、お尋ねします。

次は、自席から質問いたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

防災危機管理課長齊藤秀樹君。

〔防災危機管理課長齊藤秀樹君登壇〕

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） それでは、五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

近年、災害が激甚化、頻発化する中で、地域に密着している消防団については、地域防災力の中核として大変重要な存在であります。消防団の現状といたしましては、五十嵐議員の御質問のとおり、全国的に団員数が減少傾向にあり、当町においても例外ではございません。

このような状況の中で、消防団員の確保の取組でございますが、団員の募集につきましては、町公式ホームページや広報とねをはじめ役場庁舎内へのポスター掲示、はたちのつどいにおいてリーフレットを配布しております。

また、各区の区長の方々には、消防団長から文書で団員確保についての協力を依頼しておりまして、町と地区との防災訓練を実施するに当たり、事前に各地区と個別に訓練内容等について町職員と打合せをさせていただく際にも団員確保の協力をお願いしているほか、各分団におかれましても新入団員の確保のために御尽力をいただいているところでございます。

昨年度は、特に若年層の担い手が減っていることから、利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正しまして、町内に通学している学生でも消防団に入団できるよう任用資格を拡大しまして、日本ウェルネススポーツ大学を訪問して募集チラシの配布を依頼したところでございます。

今後も消防団長をはじめ本部員の方々と協議しながら、消防団の充実強化につなげるためにも、消防団員の確保に向けた取組について検討してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいま担当課長から、町の努力が相当なものということは、よく理解いたしました。

その上、紹介しますけれども、総務省の消防庁では、消防団員の確保に向けてマニュアル

ルを策定しました。担当課でも十分にこれは承知としておりますが、このマニュアルはページ数が約90ページ、それでA4判です。中にいろいろ書いてあります。その中で二、三質問いたします。

消防団員の確保に向けたマニュアルには、消防団員の確保、これについては処遇改善、これは町当局でも昨年度、大分消防団員さんの報酬についての御検討をされました。この中では相当詳細に書いてあります。

もう一つは、消防団に入っていただくために、各市町村の消防団のほうにアドバイザーの派遣という制度があります。こういった新しい風を吹き込むにはアドバイザーの派遣などでもいいと思うのです。こういうお考えについてお尋ねします。

もう一つは、消防自動車の免許ですが、準中型免許の取得に係る支援制度、こういうのがありますので、これについて併せてお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 消防団の自動車運転免許ということでございますけれども、消防団の車両の運転に必要な免許取得に対する助成につきましては、消防団員確保の一つの方策としまして他自治体で実施している事例がございます。消防団の車両に関する当町の取組でございますが、平成29年の道路交通法の改正に伴いまして、車両総重量が3.5トン以上の車両を運転するには準中型免許が必要となったことから、消防団車両の更新配備に当たりましては、普通免許で運転可能な3.5トン未満の車両の配備を進めているところでございます。現在のところ免許取得費用に対する助成制度の創設は考えておりませんが、制度の導入が必要となった場合は、調査、検討してまいりたいと考えております。

消防団のアドバイザーの派遣の件、これは（2）番なのですけれども、よろしいですか。

それでは、消防団等充実強化アドバイザーの御質問にお答えいたします。

消防団等充実強化アドバイザーの派遣制度につきましては、総務省消防庁が実施している制度でございまして、地方公共団体からの要請に基づき専門的な知見を有するアドバイザーが派遣され、消防団の充実強化や活性化に向けた方策等について助言を行っていただくもので、全国で37名の方が登録されておまして、茨城県内にはそのうち2名の方が登録されております。

本制度は、地域の実情に応じて、きめ細かく具体的な助言や情報提供をいただくことで、消防団への加入促進はもとより、消防団の充実強化及び活性化等を図る上で有効なものであると認識しております。

なお、昨年度は全国で91市町村がアドバイザーの派遣を受けておまして、研修会や講習会の実施、また解消したい課題等について地域の実情に合ったアドバイスをいただいております。

当町では、これまで本制度を活用した事例はございませんが、今後につきましては、消

防団長をはじめ本部員の方々と協議を行うとともに、県内市町村の活用事例等を踏まえながら、消防団の組織力向上や人材確保に向けて有効な活用につきまして検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 9 番五十嵐辰雄君。

○9 番（五十嵐辰雄君） 課長、今、説明を受けましたけれども、よく内容等は理解しました。この消防庁のマニュアルというのは、全国版なのです。当町の構成する稲敷地方の消防の組合、それで阿見町のほうで2人登録してあります。ですから、近在のところでも相当熱が入っているのです。マニュアルには、阿見町の消防団の方が2名とも実名で記載があります。せっかくですから、町でもこういういい方がいれば、より以上に研修会か何かをお願いしてやったほうがいいと思うのです。せっかく近くにありますから、これも稲敷地方広域市町村圏の構成市町村の中ですから、こういうのはいかがでしょうか。具体的に取る方法についていかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 先ほど五十嵐議員から、茨城県内で登録されている方がお二人ということですが、五十嵐議員おっしゃるとおり、お一人が元阿見町消防団の女性部の部長さん、もう一人の方が筑西広域の市町村圏事務組合の消防本部の消防次長さんという方で、お二人いらっしゃいます。

このお二人なのですが、令和7年度の活動ということで、和歌山県とか、宮城県とか、北海道のほうに派遣されて活動をされたというふうに伺っております。また県内市町村でも令和7年度におきましては、かすみがうら市、結城市、坂東市の3市で派遣実績があるということでございます。

今後につきましては、先ほども申し上げましたけれども、消防団団長と本部員の方々と協議させていただきながら、導入等については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 9 番五十嵐辰雄君。

○9 番（五十嵐辰雄君） 1 人は女性の方ですから、本当に女性消防団の加入については、こういった女性の方のアドバイザー派遣はもってこいです。そういういい例をなるべく取り入れてやったほうがいいと思うのです。

次に参ります。

3 番ですが、消防団員というのは非常勤の特別職の地方公務員であります。それで、外国籍の消防団員については、非常に取扱いについて困ってところが多いでございます。それで外国籍の消防団員については、何か業務についても若干の制約があると聞いていますけれども、どういう制約があるのでしょうか、外国籍については、参考までにお伺いします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 外国籍消防団の取扱いということでございますが、全国的に消防団員の担い手不足が深刻化する一方で、在留外国人の増加に伴いまして、外国人消防団員に対する社会のニーズは今後ますます高まると見られています。

しかしながら、日本国籍を有しない外国籍消防団員の活動につきましては、緊急時における指揮命令や消防法令に基づく安全確保など、いわゆる公権力の行使に該当する一定の行為については担うことができないため、その運用には十分な留意が必要でございます。外国籍の方の消防団入団につきましては、地域社会への貢献意欲を有する人材を広く受け入れる観点から、既に一部の自治体において一定の登用実績がございます。

一方で、外国籍消防団員には、先ほど申し上げましたとおり法的な制約があるほか、実際の活動におきましては言語の違いによるコミュニケーション、関係法令への理解、さらには地域住民の方々との適切な信頼関係の構築が強く求められてきます。また、当町の外国籍の方は多くが学生でございますので、約2年から4年で転出しますので、これらを踏まえ、入団手続や役割の付与に当たっては慎重な対応が必要であります。

町といたしましても、地域防災力の持続的な強化と消防団員としての責務の適正な履行が両立されるよう、消防団をはじめとする関係機関と緊密に協議を重ね、慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） だんだんこれから日本も外国人が相当入国してきます。外国人の労働者がいなければ日本の労働力が不足して、もう日本の国を賄えないと、そうなっています。

それで総務省消防庁では、外国人に対する活動の事例なんかを通知か何かしてあるようです。今、全国の自治体で外国人に対する扱い方を非常に困っているのです、統一した見解がないから。何かそういったマニュアルみたいなものをつくってあるようです。確かに延焼防止や人命救助、今、課長おっしゃいました公権力の行使、これはできないそうです。それ以外でも大分取扱いについて迷ってるところが多いです。だから、ぜひこういったマニュアルをつくって、はっきりしたほうがいいと思うのです。

確かに、外国人が消防団に入ると、地域防災力としても外人同士のコミュニケーションなんかが図れるし、非常に案内役として活躍してくれます。だから入ってくると外国人同士がコミュニケーションが深まりますので、非常に効果的です。そういう点ももう一度あればお答えください。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 多文化共生という観点から、外国人の方に消防団に入っていただくということは、すごくいいことだなというふうには思います。先ほど申し

上げたのですけれども、ほかの市町村ですと外国人の方は就労者の方が多い。ただ、利根町については学生さん、2年から4年で利根町から転出されてしまうということもございます。その辺もございますので、今後様々な状況を見て外国人の方の消防団の登用ということについては、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） ありがとうございます。非常に前向きな御答弁をいただきました。よろしくお願いします。

それで2番の通告ですが、今度は空き家関係です。空き家について質問いたします。

2番ですが、利根町空き家等対策計画（第2期）が、今、あります。その空き家等対策の取組についてお尋ねします。

町の空き家等対策の計画、これは令和5年4月に改定されました。現在はこれは第2期です。大分詳しく書いてあります。

これの中、せっかくですから触れてみますと、まず目次があるのです。その次に第2章、これは利根町の現状、第3章で空き家等対策に係る基本的な方針と、それから第4章では空き家等対策の具体的な取組について、これが1章、2章、3章、4章から成っています。それで、現在の空き家等対策の具体的な取組について、現在の状況、それをお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 空き家等対策の具体的な取組について、答弁いたします。

まず、空き家等対策の柱として三つございます。

一つ目に適正管理でございます。空き家等は個人の財産であり、管理は所有者等にあるため適正に管理されない空き家が増加しないよう、適切な維持管理の重要性を十分理解してもらうことを目指しております。

具体的な取組としては、相談窓口の設置、実態調査、適正管理の通知、データベースの管理・更新、継続的な情報収集、空き家等対策協議会及び関係課、関係機関、団体との連携でございます。

二つ目に、利活用でございます。関係団体、民間企業と連携を図りながら、空き家等及び跡地の有効活用を推進し、利根町への移住・定住につなげることを目指しております。

具体的な取組としては、空き家・空き地バンク制度の推進、空き家活用等の補助金の実施でございます。

三つ目に、発生予防でございます。空き家等の発生を未然に防ぐために、所有者等への責任意識の育成と向上を目指しております。

具体的な取組として、啓発、情報提供、予防策の検討でございます。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） そこで、今日はこれを活用して二、三質問します。それで、こ

の中に課題の整理とあるのだよね。これについていろいろお尋ねします。

これは19ページです。

課題の整理，これは担当課と何かで問題を発見して，それをどうするかということだね。延長線にあるのです。そこで課題の整理について，いろいろ問題点がたくさんあるのだけれども，午前中の質問で峯山議員から空き家についての大分質問がありましたけれども，その中で空き家の発生した原因，これは転居，転出，その他の要因とありますが，転居と転出では空き家の対策も大分違うと思うのですが，どのような形で違いましょうか。転居と転出の場合です。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） お答えいたします。

まず転出ですけれども，転出の場合だと遠方のほうに転出してしまって，なかなか適正な管理をされてない自宅に対して通知等を送り，適正な管理を促しているところなのですが，それに関しましては，なかなか遠方ということもあり連絡もつかず，実際，こちらのほうに，利根町のほうに来て管理するというふうなことは非常に何か難しいというようなことでございます。

それと，あと町内の転居ですけれども，転居に関しても空き家になったのは，多い例が一つの例としまして，親御さんが住んでた家が，お子さんが町内別のところに住んでいて，実家が空き家になった場合，そういう家があるのですけれども，そこにも同じように再三通知とか送って催告してるのですけれども，何ていうのでしょうか，なかなか自分の生まれ育った家であるにもかかわらず，一旦空き家となってしまった以上，自分で手入れしていただければいいのですけれども，なかなかその辺はうまくいってないという現状でございます。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） くどくなりますけれども，転出も遠方でも近傍でも転出は転出です，本当に。遠いから転出ではないのだよ。転居というのは，町の中で居所を変えるわけです。町の中で居所，居場所を変えるのです。これは転居，転出は町から出るのです。近傍でも遠方でも転居は転居です。

先ほど出ましたけれども，空き家の土地の所有と空き家の所有と別々だから，所有権は違っていて構わないのだよ。不動産は別格だから，それに今度管理者もいるわけだね。所有権ではなくて管理者。それで町の広報紙とか，回覧とか，インターネット，これは見る機会がないのです，ここにいなければ，自分のうちが町の中にあるからと，遠方の方が転出してホームページ見ることはないと思うのだよね。工夫を発揮しないとやっぱり行政はうまくないよ，本当に遠くても近くても関係ないから，その点もう一度整理してお願いします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） お答えします。

確かに五十嵐議員のおっしゃるとおりなのですけれども、担当課としましては本当に問題に関しては、確かにホームページ等を見る機会はなかなかないと思いますけれども、それに関しましては粘り強く本人に通知を出すしかございませんので、そういうことしかございませんので、ほかに連絡を取る手段とかはありませんので、その辺粘り強くやっていきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） よく分かりました。理解しました。

それから、あとは連絡ですが、もうちょっと細かく聞きますと、所有者が分からないのが結構あるのですよね。自治会のほうとか区のほうに言っても、個人情報でどこに住んでいるとか分からないのが結構います。これはどうしようもないのだよね。それで空き家だって法務局に登録してなければ所有権がはっきり分からないものね。役場でも教えてくれないです。法務局で登記簿を取れば分かるけれども、未登記が結構多いです、世の中には。土地は登記してあって空き家というのは、うちは未登記が結構多いのです。だから所有者が分からないのが結構あるのです。だからそれは役場でも分からないのが多いと思うのです。

いろいろ問題点がたくさんありますけれども、それからもう一つ、今の第2期の空家等対策計画、これは策定したのは令和5年4月に改定したのだけれども、期間は何年間ですか、第2期の期間というのは、ここに書いてないのですよね。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） （2）の第2期の計画期間と実施状況ということでよろしいでしょうか、事前にいただいている。

○9番（五十嵐辰雄君） 期間。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 期間ですか。期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） 分かりました。これは5年間ですけれども、毎年期間については実績を検証していると思うのですが、これはどのように実績を検証していますか。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 実施状況ということなのですけれども、第2期に基づく取組の実施状況についてお答えいたします。

適正管理に伴う主なものとして、実態調査では、令和5年度については空き家407戸のうち適正管理のものが252戸、一部の修理で適正管理のものが127戸、管理不十分なものが28戸でございます。令和6年度につきましては、空き家529戸のうち適正管理のものが370戸、一部の修理で適正管理のものが132戸、管理不十分なものが27戸でございます。令和

7年度については、現在調査を取りまとめたものを確認中でございますが、令和7年度には544件に対して調査を行っております。

利活用に伴う主なものとして、空き家・空き地バンク登録件数及び成約件数につきましては、空き家登録累計が令和5年度が166件、令和6年度172件、令和7年度が180件、空き地登録累計が令和5年度、令和6年度ともに70件、令和7年度が71件でございます。空き家成約累計が令和5年度、令和6年とともに71件、令和7年度72件でございます。

予防に伴う主なものとしましては、令和7年度に利根町空き家の手引というものを作成いたしました。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） よく分かりました。これから、国立社会保障・人口問題研究所の推計ですが、2070年になると日本の総人口が8,700万人です。2020年と比較しまして、3割は減少します。これは国のほうで正式に概算を公表しています。

そこで、町の人口減少を前提で、行政サービスもそれに適応させる仕組みづくりを今から考えても遅くはないと思うのです。新聞とかいろいろな報道では、日本の人口は大正時代に逆戻りすると、こういう報道があります。そうすると必然的に空き家が発生します。町の考え方についてお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 確かに、今、五十嵐議員のおっしゃるとおり、日本は人口減少社会でまさにございます。まず、空き家を出さないとか管理不全空き家等も含め、まず、空き家問題に関しては日本人全員が避けて通れない問題だと私は認識しております。ここにいる皆さんも全員、私も含めそうだと思います。

そうならないために、まず親御さんとか元気なうちに自分の住んでいる空き家をどうするか、そういったのを話を常に行っていていただく、まずそこが第一歩だと思います。

町としましては、空き家が増えてしまった場合、今、そういう状況なのですけれども、適正管理を所有者に対して促す。それから、もし空き家・空き地バンクに登録していただいて、その空き家がそのままにすることなく、売却するであるとか、貸出しするとか、そういったのも含めて事前に話し合っていていただく。もし、空き家がさらには、私のほうの生活環境課の担当ではなくなっちゃうかもしれないのですけれども、空き家を活用した何かものをできればと、今、生活環境課のほうでは空き家コーディネーターという地域おこし協力隊の方が空き家を、古民家を改修して、お試し移住というものを今年度始めるように、今、準備してるところですので、そういった、まずそれは小さな第一歩なのですけれども、そういうのも踏まえ、そういうのはどんどん増えていけばいいなというふうに私は思っております。

全体的な方針は関係課と、関係課というか庁議等含めて全体で協議しながら決めていきたいと思っています。

○議長（大越勇一君） 9 番五十嵐辰雄君。

○9 番（五十嵐辰雄君） 今、課長の話は、私も自分のうちと身にしみてよく反省します。これから私も努力しますから、空き家ができないように。

それから、今度最後ですが、3 番目ですが、国土交通省住宅局では、令和 5 年12月に空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドライン、これ発表しました。時間の関係で要点だけ申し上げますと、空き家の活用や適正管理を進めるには、民間事業者等の連携が不可欠ですと、これが一番出てます、太字で。そこで、これは国の発表です。空き家所有者情報を民間事業者に提供している市町村は、320あるというわけです。この数字は、令和 5 年12月のガイドライン発表したときの数字です。その取組は年々広がってます。今は 320よりもっと数が多いと思うのです。

それで、空き家の活用や適正管理を進める上で、民間事業者との連携について何かいい考えあればお尋ねします。今、町でもいろいろ保険会社とか、あと清涼飲料水の会社とかで、そういう協定を結んでますね。ですから、協定を結ぶのも悪くはないと思うのです。

だから、空き家の管理してる民間企業、相当あります全国にも、この近在でも連携協定を結んであるところがありますので、そういう考え方についてお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 現在、利根町空き家・空き地バンクの運用に対して、茨城県宅建協会、住宅ローンの金利サービスの提供として、株式会社常陽銀行及び住宅金融機構、情報提供に対して、空き家の手引の作成に株式会社サイネックス、インターネット全国版空き家・空き地バンクの運用に対して、アットホーム株式会社、株式会社 L I F U L L、また、利根町空家等対策計画（第 3 期）に向けた空き家等所有者に対してのアンケート調査を株式会社ジチタイアドと行っております。

また、地域おこし協力隊、空き家コーディネーターにおいては、個人事業主として空家等対策事業の委託をしており、地域おこし協力隊の任期終了後も空き家と移住と地域活性化を担う地域総合コーディネーターとして引き続き連携を図りたいと考えております。

先進自治体の事例も参考にしながら、利根町に有効な連携、手法について、今後、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（大越勇一君） 9 番五十嵐辰雄君。

○9 番（五十嵐辰雄君） こういった手広くやっていますけれども、これは一般の空き家の方、空き家でない方でも、こういったことを早めに情報提供するのが一番いいと思うのです。

この近くでは稲敷市の例を申しますと、稲敷市では固定資産税の納付書、これは 4 月ですよね。評価が上がれば 5 月ですか、一般的には 4 月だよ。納付書の中に、民間事業者が作成した空き家解決マニュアル、これを同封して送りました。これは両面カラーで A 4 判ですが、非常によくできています。この中には、空き家を対策するときの解体業者、い

ろいろな業者の名前が書いてあります。だから空き家の方も相談する相手がいないのです。誰に相談したらいいとか、だから広く固定資産、家屋を持ってる方に、空き家が発生する前にこういうパンフレットを同封して送れば、結構みんな身に入ると思うのです。空き家が発生して転出しちゃった場合は、本当に利根町において空き家がどうにもならないです。空き家が発生する前に予防的措置を取ったほうがいいと思うのです。

あともう一つは、茨城県の古河市の例ですが、これは古河市では、空き家の手引を発行しました。そしてまちの中とか、あと、かなり広範囲にいろいろ業者が入ったパンフレット、マニュアルを発行しました。これも作成には、古河の第二高等学校の生徒がデザインしてつくったと、これも新聞で報道しましたがけれども、非常にこれは効果があります。学生さんがつくるということは、こういった新しい発想で広く個人個人の手に渡るように、一番いいのは固定資産の納付書、それに、ただこれは固定資産が家屋だけの方は評価が30万円までは非課税だよね。そういうのは届かないものね。固定資産は30万円でしたか、までは非課税だから家屋の部分、だからそれしかない人には届かないものね。それを広げるのは大変ですよ。だから、やっぱりいろいろ情報収集してやらないと、自分のうちのことが分からない人、結構多いです。こういう考えについて課長、もう一度お願いします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長本谷幸洋君。

○生活環境課長（本谷幸洋君） 生活環境課のほうにおいても、地域おこし協力隊の空き家コーディネーターの方による空き家相談会ですとか、あとは生活環境課の職員によります出前講座等を行っているので、何も実施してないということではないのですけれども、その辺PRのほうが不足してまして、今後はそういった活動しておりますので、もっとPRを上手にやっていきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） 最後になりますが、課長、利根町空家等対策計画（第2期）、これを策定して担当課でも熱意を持って取り組んでいると思います。この計画書はホームページに掲載してありますが、なかなか探すのが苦勞します。これはウェブを見ても、ページを見るのになかなか出てこないです。まず、くらし・手続、次に、住まい・道路、その次に空き家の中に計画書（第2期）がありますね。もっと簡単にホームページの中を見ると、簡単に見出しが分かるように改善策か何かがあれば、なお結構だね。本当にこれから空き家はもう大問題です。だからこういった計画書が町民の目に触れるように、ひとつ御検討願います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時30分とします。

午後2時17分休憩

午後 2 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

通告順に質問を許します。

4 番通告， 2 番山崎敬子君。

〔2 番山崎敬子君登壇〕

○2 番（山崎敬子君） 皆様こんにちは。4 番通告， 2 番山崎敬子です。それでは，通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は，1，町内の道路について，2，多文化共生指針及び推進体制の整備について，3，住民に届く情報発信のあり方についての三つの質問をしたいと思います。

まず，町内の道路についてですが，（1）町道104号線，ホクサ前の片側交互通行になっている道路区間につきましては，長年にわたり道路の安全性や用地の問題が課題となっており，故石井公一郎議員が継続して一般質問で取り上げてこられた案件であります。令和3年第4回定例会において，議案第81号 和解についてが議決され，裁判所から提示された和解案に基づき，本件土地の一部については返還が行われ，建物がかかる部分については，令和14年3月末にて返還されることとなりました。

しかしながら，この経緯や和解内容，また，現在どのような状況になっているのかについては，議会議事録や議案資料を確認しなければ分からない部分も多く，町民の皆様には十分共有されているとは言い難い状況であると感じています。

また，和解成立から数年が経過した今，返還までの間の安全対策や返還後の道路整備をどのように進めていくかについても，多くの方が関心を持っているところではないでしょうか。

そこで今回は，これまでの経過を改めて確認するとともに，現在の状況と今後の見通しについて，町民の皆様にも分かりやすくお示ししていただきたいとの思いから質問させていただきます。

それでは，①番，和解から現在まで，町としてどのような協議や検討を進めてきたのか，また進展はあったのかお伺いいたします。

以降は自席で質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君の質問に対する答弁を求めます。

建設課長北澤 忍君。

〔建設課長北澤 忍君登壇〕

○建設課長（北澤 忍君） それでは，山崎議員の御質問にお答えいたします。

既に裁判所において和解が成立しております。そのため，本件に関するさらなる協議や検討等は行ってございません。

○議長（大越勇一君） 2 番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 和解も成立していることなので、現時点で大きな進展がないということは十分理解しております。令和14年の返還に向けて、時間があるからこそ今後どのような形で道路整備につなげていくのか、引き続き注視をしてまいりたいと思います。

では続きまして、②番、返還方法についてですが、返還時にはどのような状態で引き渡される予定となっているのか伺いたします。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 本件、土地の明渡しにつきましては、地上に存する動産類の搬出及び建物、工作物等の収去を行うこととなっております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 今の答弁で、令和14年3月末の返還時には全部更地のような状態で返ってくるという認識でよろしいですか。

はい、更地のような形で返ってくることを確認させていただきました。

でも、実際の内容についても、なかなか議案資料を見なければ知る機会がなかったため、本当に改めて確認させていただいたことは意義あると思っております。

続きまして、③番、令和14年3月末に返還になった後、現在の段階ではどのような整備構想や準備をしているのか伺います。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 本路線の整備内容につきましては、現在詳細な検討は行っておりませんが、道路全体の連続性や安全性を確保する観点から、前後の路線と整合を図る形での整備を見込んでおります。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 前後の整合性をするという事は、多分真っすぐになってくれるのかなというふうに私は認識させていただきました。

本日、和解後の経過とか返還の方法、そして返還後の整備の考え方についての確認をさせていただきました。町道104号線につきましては、石井議員が長年にわたり取り上げ、事故のない真っすぐ通れる道路をお願いし続けてこられた案件でもあります。また、この道路は地域住民の生活道路であるとともに、通勤や通学にも利用されているような重要な道路であります。昨今、留学生とかも増えてきて、通りを通る人の数も随分と増えていると思いますので、その辺の安全性とかも心配されるところだったので、直線になってくれるであろうと思い、とても安心しております。令和14年3月末の返還後は速やかに道路整備が進められ、一日も早く安心して利用できる道路となることを多くの町民の皆様が期待していることと思います。私も同じ思いでありますので、今後も計画的な整備を進めていただくことをお願いいたします。

続きまして、次に、町道103号線延伸計画、羽根野台、早尾台地区ともえぎ野台地区を結ぶ道路整備について伺います。

本路線は、羽根野台、早尾台からもえぎ野台間の利便性向上や防災機能の強化を目的として、長年にわたり地域から要望が寄せられて、平成30年には県による過疎代行事業として事業化された重要な路線であります。私自身、この道路は単に移動を便利にするだけではなく、地域のつながりを強めるとともに、災害時の避難や緊急車両の通行、さらには交通安全の面からも大きな役割を担うものと考えております。事業化から一定の年月が経過しておりますが、多くの町民が完成を待ち望んでいる道路でもあります。ぜひ一步でも早い整備につながることを期待し、伺います。

①、今現在の本路線の進捗状況についてお伺いいたします。

現在どの段階にあり、完成までどの工程が残っているのか、分かる範囲でよろしいのでお答えいただけたらと思います。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） もえぎ野台と早尾台を結ぶ町道103号線延伸事業につきましては、過疎代行事業として茨城県の予算において実施しております。現在の進捗状況につきましては、環境調査業務を実施し、環境に配慮した工程を検討しながら工事を進めていく予定であると、工事事務所より聞いております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 進捗状況については理解いたしました。様々な課題がある中でも事業が着実に進められているということが分かりました。

本路線は、地域の利便向上や防災の強化、さらには交通安全の面からも期待の大きい道路でありますので、今後の見通しについても関心が高いところだと思います。

そこで、今後の整備スケジュールについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 今後の整備スケジュールにつきましては、猛禽類の生息等、周辺環境に配慮しながら工事を進めていく予定であると工事事務所より聞いております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 猛禽類の本当に大事な大事な、何でしょう、資源と申しましょうか、生きるために猛禽類も必死だと思うので、そこはうまく共生していければと思います。課題があることは本当に理解しております。

でも、住民の方からしてみれば、いつできるのという声が聞かれていると思いますので、本当にこれは町の事業ではなく県の事業ではありますので、町としてもできる限りの働きかけを行っていただければなと思っております。

そこで③番なのですけれども、町は県に対して今後どのように早期整備を働きかけていくのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 本事業の着実な推進に向け、早期供用開始できるよう予算の

確保について働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 山崎議員の御意見について、あんまり期待を持たせてもしょうがないので、県のほうには何度もいつできるのだという話をしています。もう既に8年たってるわけです。今のところ猛禽類云々ということで、あと七、八年かかると言われていたのです。そこを何とかと、どうしてそんなにかかるのだと、そうしたら猛禽類だと、猛禽類云々という話も出てるので、いろいろなところに相談して、県庁の中に野鳥の会の事務所があるのです。そこにも相談していったらどうだというアドバイスをもらっていますので、今までも猛禽類、猛禽類、猛禽類といって、できない、できない、できない、できないという話だったのですけれども、そこを何とかしなきゃいけないという思いがあるので、野鳥の会のほうにも連絡していくつもりでおります。県のほうにも相談していかないと、10年以上もかかってしまって、町の人には期待しているのですけれども、その期待もいつまで期待して我慢してるか分からないので、そのところはスピードアップを図るようにどんどんどんどん行動して行って、造るようにと建設課長ともよく相談して話しておりますので、猛禽類であと七、八年といったらもう15年以上かかっちゃう話なので、そこを何とかしてクリアしていくというのが今の方針なので、頑張ってみるつもりでいます。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 今、町長からの力強い答弁をいただき、本当に町の皆さんがやはり望んでいる道だと思いますし、令和3年には近辺で大変痛ましい交通死亡事故が発生してしまったということもあります。もちろん、この道路があれば事故が防げたのかという断言はできませんし、でも、あの事故を経験したことで交通安全対策や交通の分散、そして道路のネットワークの充実の大切さを改めて感じた町民の方も少なくないと思います。

本路線は利便性の向上だけではなくて、防災や交通安全の面からも期待される重要な道路なので、今、でも力強い答弁をいただきましたので、一日も早い完成に向けて町としても県に対して積極的な働きかけをこのまま継続していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（3）番、主要地方道取手東線バイパスについて。

現在、中田切地区において主要地方道取手東線バイパス整備事業が進められております。本事業は、長期間にわたり計画されてきた事業であります。計画当時と現在とでは、人口動態や社会状況も大きく変化していると思います。

そこで、まず本事業の本来の目的及び完成によって町が期待している具体的な効果について、町の現在の認識をお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 本事業の目的及び効果につきましては、主要地方道取手東線のうち、当該区間の現道部が布川の市街地を通過していることによります。当該現道部は

線形が不良であることに加え、幅員が狭小で大型車の通行に支障を来しているほか、交差する主要地方道千葉竜ヶ崎線の栄橋付近におきまして、慢性的な交通渋滞が発生している状況でございます。

このため、本区間のバイパス化を図ることで、この渋滞の緩和や若草大橋へのアクセス利便性の向上、さらには周辺地域の開発や産業振興に大きく寄与するものと考えております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 布川地区の中のほうの道が狭いとか、大型車両の流入の抑制とか、あとは多分歩行者の安全確保なんかもあるのかと思われますが、整備されていることは分かりました。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） まだ質問中です。

○2番（山崎敬子君） どうぞ。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） これもさっきの103号線と一緒に、建設課長が県のほうにしっかりコンタクトを取ってお話をされております。私も聞きました、何度か。それで103号線は猛禽類云々ということで七、八年かかるよと、ここも七、八年かかると言われているのです、あと。なぜかといったら、地盤沈下が激しくて、それを見てるというところなのです。

そのため、そんなにかかるのですかと、どうにかならないのですかと言ったら、沈下を見てオーケー出るまでにそれぐらいかかってしまうということなので、103号線のほうは猛禽類がもしいなくなったら工事が進むかもしれませんが、こちらのほうは今のところ沈下がなくなるか、それを見極めてるところなので、かえって時間的にはこちらのほうがかかってしまうのかなと思ってますが、その辺もできる限り早く進むように県のほうにお願いしていますので、大変申し訳ないのですけれども期待されている方には、現状としてはそういうところでございます。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） そうですね、地盤、あそこは本当に田んぼなので地盤沈下はひどいところだと思います。正直、だから私からしたらというか、あの道路の必要性というのが、今、果たしてあるのかどうかというところが疑問に思う部分がございます、実際に、今、バイパスができることで栄橋の渋滞が緩和できるのではないかというお話もありましたが、実際に栄橋の渋滞は右折するときの渋滞だったりもするので、例えばそれで県道千葉竜ヶ崎線に行っても結局のところ通る数は変わらないのかなとか何か考えちゃう部分もありまして、渋滞緩和とかに結びつくのかなというのが住民としてはイメージしにくい部分であるのかと、今、感じておるところでございます。

では、②番の現在の社会状況を踏まえた必要性についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 現在の社会状況を踏まえた必要性につきましては、先ほど事業目的及び効果において申し上げた課題が今なお残っている点でございます。布川の市街地における線形の不良や幅員狭小による大型車の通行支障、さらには栄橋付近の慢性的な交通渋滞は依然として解消されておられません。

これに加え、近年の物流効率化の要請や災害時における緊急輸送道路としての機能確保、さらには通学路の安全確保といった現代的な課題に対応するためにも、本バイパス整備は極めて重要かつ不可欠であると考えております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 本事業を多分長年にわたり計画されてきて、現在も準備が進められていると思います。計画当時と現在は、利根町を取り巻く環境も変化しているのではないかなと思います。

例えば、かつては狭い歩道を通学している児童の安全確保というのは本当に大きな課題ではありましたが、現在は小学校の統合によりスクールバス通学が中心となり、当時とは状況が大きく異なっているように思います。

また、このバイパス予定地の近くには農免道路をはじめとした既存の道路が整備されております。実際に大型車が通れるかどうかというのは難しいところかと思いますが、それらの道路を例えば改良しながら活用する方法はなかったのかなという率直な疑問もあります。もちろん安全対策や防災、将来を見据えた道路整備の必要性は理解するところでございます。人口減少が進む中で、今の利根町にとって本当に必要な事業なのか、また、どのような効果が期待されているのかが住民には見えにくい部分があると思います。

だからこそ、計画当時ではなく現在の人口動態や交通需要、地域の実情、そして限られた財源の有効活用という視点から、改めて本事業の意義や必要性について考えることも大切ではないのかなと、今、感じているところでございます。

続きまして、③番、住民への説明及び意見の把握についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 住民の皆様への説明及び意見の把握につきましては、これまで複数回にわたり地元説明会を開催し、直接お声を伺ってまいりました。その際、参加された住民の皆様からいただいた御質問や御要望等につきましては、茨城県において施工計画へ適切に反映されているものと承知してございます。

また、工事の施工中におきましても、地域住民の皆様から建設課へ要望等が寄せられた際には、速やかに竜ヶ崎工事事務所へ伝達し、密に連携を図りながら真摯に対応しているところでございます。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） その要望などを上に伝えていただいて、それもきっちり県のほうで動いてくれることを本当に願ってやみません。事業の過程で、住民とかの不安や疑問の声置き去りになるようなことがあってはならないと思っております。工事場所の周辺の住民からは、井戸の水が出なくなったとか、地盤がちょっと沈下してるのだけれどもという、関する不安の声も寄せられております。

ただ、因果関係が認められないとか因果関係の判断が別としても、住民にとっては日々暮らしに直結する切実な問題です。町には県の事業だからという立場にとどまることなく、住民に最も近い行政として、こうした声に真摯に耳を傾けて、必要に応じて県へ働きかけていただきたいと思います。道路は一度造れば長く地域に残るものです。だからこそ計画当時ではなく、今の利根町に照らしてその必要性や効果を丁寧に検証して、また町の方に説明をしていただいて進めていただくことを要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では続きまして、（4）番の県道11号線に並行している土手道についてお伺いいたします。

利根川沿いの桜づつみから戸田井橋まで続く県道11号線と並行に続く土手道ですが、散歩やウォーキングに加え、サイクリングを楽しむ方々の利用も増えております。町外から訪れる方も見受けられ、利根町の自然景観や河川空間の魅力を感じられる場所の一つとなっていると考えます。

しかし一方で、土手上的サイクリング道線から上曽根運動公園へ安全に出入りできる構造にはなっておらず、不便さや危険性を感じられる状況にあります。実際にサイクリング利用者が自転車を土手上に置いたままトイレへ向かうケース、自転車を抱えながら段差を昇り降りするケース、車通りの多い道路付近を横断する場面なども見受けられ、安全面への不安があります。また、転倒事故や接触事故の防止という観点からも安全な動線整備は重要であると考えます。そこでお伺いいたします。

①、土手道におけるサイクリング利用の現状をどのように認識しているかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 建設課長北澤 忍君。

○建設課長（北澤 忍君） 土手道につきましては、国土交通省が管理する利根川堤防の管理用通路でございます。サイクリング利用の現状認識につきましては、近年、健康志向の高まりやサイクルツーリズムの推進などを背景に、多くの愛好家や地域の皆様に利活用されているものと認識しております。

一方で、当該通路は本来河川管理の巡視や維持管理車両が通行するための公的な施設であり、歩行者や自転車、管理車両が混在することによる安全確保やマナーの向上が課題であるとも捉えております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君）　そうですね。河川の車も、いつも台風の時もあそこを車が通ることも多分あると、それが一番の利用の道路だということは重々承知しております。

しかしながら、フレッシュタウンのところの土手から上がる場面とか、あそこを自転車で上がれる、階段で上がれるという道もあるところから、人とか自転車とかが通ることも想定はされているのかなと、私はそういう認識でございました。

その中で、上曽根運動公園周辺は、休憩とかトイレ利用も需要があると思います。そういう状況の中で、安全に出入りできる構造があればとても助かるのではないのかなという町民の意見もあり、今回このような質問をさせていただきました。なかなか、そうですね。

そこで②番目の上曽根運動公園へ安全に移動できるよう、自転車利用者も想定したスロープ等の整備・横断歩道の設置について検討する考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君）　まち未来創造課長藤波　勝君。

○まち未来創造課長（藤波　勝君）　お答えいたします。

先ほど建設課長のほうからも答弁がございましたが、県道11号線と並行している利根川堤防上の舗装路につきましては、国土交通省が管理する河川管理用通路でございまして、道路法上のいわゆる公道という扱いにはなっておりません。同通路につきましては、歩行者や自転車の通行自体は認められておりますが、あくまでも河川管理を目的としたものでございまして、現状、町といたしましてはこの堤防上の通路を、例えばサイクリングロードとしての整備や位置づけ等を行っているものではございません。道路交通法上、自転車は原則として車道通行が基本となっております。ロードバイクなど本格的な自転車の走行につきましても、本来であれば公道を適切に通行していただくべきものと考えております。

御質問にございました上曽根運動公園への往来をスムーズにするための河川管理用通路から県道へ降りるスロープや横断歩道の設置につきましては、一部の利用者にとっては利便性が向上するとは思いますが、結果として県道の横断を積極的に誘導、促進することにつながる可能性もございます。県道11号線は交通量も多い上に、上曽根運動公園付近は見通しがよく、車両の走行速度が上がりやすい場所ですので、ここに歩行者や自転車の横断機会が増えるとなりますと、交通上の危険性を高める懸念がありますことから、町としてはスロープや横断歩道の設置は困難であると考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君）　2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君）　いろいろと承知いたしました。ただ、実際に利用している人がいるので、現在事故が起こったという事例は聞いたことがないのですけれども、やはり安全対策は必要なのではないかなと思っております。

続きまして、③番のスタンドの付いていないロードバイクやクロスバイクの利用者への配慮として、自転車ラック等の設置を検討する考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 上曽根運動公園内への自転車ラックの設置についてでございますが、議員の御指摘のとおり、近年、ロードバイクやクロスバイクなどスポーツタイプの自転車を利用される方が増えております。こうした自転車にはスタンドがついていないものも多く、駐輪スペースの在り方については、一定の配慮が必要であることは認識しております。

また、近年では健康志向の高まりや観光振興の観点からサイクルツーリズムを推進する自治体も増えており、公共施設や飲食店、観光施設等に自転車ラックを設置している事例も見られるようになっております。

現時点では、上曽根運動公園やそのほかの都市公園において自転車ラックの設置を求める具体的な要望や駐輪に関する大きな支障等は確認されていないことから、直ちに設置を行う予定はございませんが、サイクリングで当町を訪れる方は、上曽根運動公園に限らず町内各所の公共施設等を利用されることも想定されますので、仮に自転車ラック等の整備を検討する場合には特定の施設のみではなく、ほかの都市公園、また公共施設も含めまして全町的な視点で検討してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

結構スポーツタイプの自転車は高価だったりとかすることから盗難とか、あと普通の自転車よりもちょっと不安定な部分もあるので、転倒による破損なんかも不安を感じながら利用している方が多いと思います。そのような中で自転車ラックがあれば、皆さん安心してそこに預けておトイレに行ったりとか休憩をすることができると思いますので、安心して立ち寄れる環境づくりの一つとして、ぜひ活用というか設置をお願いしたいと思います。

最後に、④番として、サイクリング利用者だけではなく皆さんが安心して立ち寄れる環境整備について、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） サイクリング利用者に対する環境整備につきまして、現在のところ公園利用者等から特段の御要望や利用上大きな課題など生じている状況ではございませんので、現時点におきましては新たに環境整備を行う予定はございませんが、今後、サイクリングでの公園の利用状況などを注視してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 上曽根運動公園の周辺は、小貝川と利根川が合流する自然豊かな場所であり、土手からは富士山を望むことができるほか、野鳥観察や写真撮影を楽しむ方々も訪れる利根町の魅力ある景観資源の一つであると思います。まさに利根町民の歌にある「水と緑のゆたかなこの町を」が実感できる場所であると思います。大規模な整備でなくても安全な動線整備ということを行うことで、利便性や安全性の向上だけでなく、景

観を生かした交流人口の増加や地域活性化にもつながるものと考えております。ぜひ現地の利用実態を踏まえて、上曽根運動公園周辺の魅力をより生かせる環境整備について、今後、前向きに検討していただければと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番の多文化共生指針及び推進体制の整備についてお聞きいたします。

利根町では外国人住民、とりわけ留学生の増加に対応するため、これまでも学校等と連携し、ごみ出しルール、交通マナー、自転車利用、生活習慣などについて丁寧な周知を行っており、現場では大変努力されているものと認識しております。

一方で、留学生は入れ替わりも多く、自治会からは、毎年同じ説明を繰り返している、地域だけでは支え切れないといった声も聞かれております。

また、支援団体等からは、留学生の生活環境や孤立の問題についてもお話を伺っており、多文化共生を持続可能なものにしていくためには、行政だけでなく、受入れ機関や地域も含めた役割整理が必要ではないかと考えます。

その中で、令和8年1月には多文化共生分野に関わる地域おこし協力隊が着任しております。現場対応を個別の取組で終わらせることなく、今後は町としての方向性や役割分担を整理した多文化共生指針の策定や、将来的な制度化についても検討していく時期に来ているのではないのでしょうか。そこでお伺いいたします。

(1) 番、地域おこし協力隊を含め、今後町として多文化共生をどのように推進していくのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長渡辺泰幸君。

○生涯学習課長（渡辺泰幸君） 多文化共生の推進につきましては、外国人住民が地域社会の一員として安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、町民相互の理解を深め、持続可能な地域社会を形成していくことが重要であると認識しております。

現在、当町におきましては、生活情報の提供や相談対応など必要な支援に努めているところではありますが、今後は、地域や学校、関係団体などとの連携を一層深めながら、多文化共生施策を推進していく必要があるものと考えております。

地域おこし協力隊（多文化共生プロモーター）につきましては、令和8年1月から外国人住民と地域との橋渡し役として、情報発信、交流促進、日本語支援、地域理解の醸成など、多文化共生を推進するための活動を行っており、具体的には、令和8年2月に利根国際学院、日本ウェルネススポーツ大学、グローバルビジネス専門学校の留学生と地域の清掃活動を行いました。また、日本語を使ったコミュニケーション教室の開催や家庭訪問、日本語教室のサポート、アンケート調査等の活動も随時行っております。

今、ちょうど役場のイベントホールのところでは地域おこし協力隊の活動のパネル展を、今、実施しているのですが、議員の皆様方も皆さんも見ただけかと思うのですが、今の2名の地域おこし協力隊、本当に熱心に活動しております。

今後につきましては、当町の実情や課題を踏まえながら地域に密着した支援が行えるよ

う、地域おこし協力隊を活用しながら町民と外国人住民が相互に理解し、支え合える地域づくりに努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） まさにタイムリーな話題で、2日の朝日新聞の朝刊に大井川知事のインタビューが出てて、大井川知事が、県の国会議員との面会、あと文部科学省と、そこで意見を言っていたと。

まさにこの新聞なのですけれども、ウェルネスの問題をそのままそっくり大井川知事が国のほうに投げてくれたというところがございます。

なぜかという、22自治体で、茨城県の44のうち、外国人問題を協議してました。常総市の市長が会長なのですけれども、それは全部就労者の話だったのです。それを利根町は、留学生に苦しんでいるのだということを知事に言いましたところ、すぐに利根町が一番最後だったのですが入れてくれて、ほかのところは就労だと、でも利根町は留学生なのだということを言って、知事はすぐに岩下さんという文部科学省から来ている副知事を隊長として、責任者としてこの会をPTをつくってくれて、利根町の要望を利根町から投げて一番最後に入れてくれました。何度も会議をやったりして、記者会見等々もやったのですが、今回、知事、留学生に特化したもの、ほかにもお話あったかもしれませんが、特化したものをこの新聞記事になってるよと。ここには、いろいろと文部科学省のほうに要望を出したりして、在留の留学生を受け入れたときの住むところなんかもしっかり学校のほうで把握するようにと、そういったところもあって、また大学の別科と県内に1校あるということで、まさにこれはウェルネスなのです。そこを知事も真剣にやっていただいて、今回、岩下副知事、異動になるのですけれども7月1日に、後任の人ともいろいろ連絡を取り合って、利根町の留学生問題、共生についての問題も含めて対応していくつもりでいます。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 地域おこし協力隊のパネルを見させていただきました。本当に町内のクリーンアップとか家庭訪問とか、具体的な活動を本当にしていて、地域と外国人住民をつなぐ橋渡しの役を本当に一定の成果が出始めていると思っております。

一方で、この取組を今後どうやって町全体の仕組みとして定着していくのが、これから重要なのではないかなと思っております。

例えば学校との役割分担、自治会との連携方法、受入れ機関の責務、生活支援体制、災害時対応などを整理して、多文化共生指針のような形で共有していくことが持続可能な共生につながるのではないかと考えております。

続きまして、（2）番、学校・地域・受け入れ機関・行政それぞれの役割整理を行うため、多文化共生指針等の策定をする考え方があるのかお伺いさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長渡辺泰幸君。

○生涯学習課長（渡辺泰幸君） 多文化共生の推進につきましては、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりを進めることが重要であると認識しております。山崎議員御提案の多文化共生に関する指針等につきましては、近隣市において策定されている事例があることは承知しております。

一方で、それらの自治体におきましては、外国人定住者が比較的多く、地域コミュニティーや学校、生活環境との関わりが深い状況にあるものと認識しております。

これに対し、当町におきましては、外国人住民の多くが留学生であり、一定期間の就学後、おおむね2年から4年程度で転出されるケースが多い状況であります。そのため現段階におきましては、生活支援や情報提供などの必要な対応に努めながら、外国人住民の実情や地域課題を注視してまいりたいと考えております。

今後、定住者として地域に居住する外国人住民が増加し、地域との関わりが一層深まっていく状況が見られた場合には、当町の実情に応じて多文化共生に関する指針等の必要性について検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） そうですね。普通のところと言ったらあれですけども、他の市町村とうちの町が違うのは、定住するかしないか、2年から4年で出ていくか、そのまま住むかというその違いは、とても大きいとは思っております。

ただ、やはり何かしらの柱があったほうが動く上では動きやすいと思います。私も、今、自治会のほうの役員をさせていただいておりますが、生活ルールの周知は誰が担うのかとか、ごみ出しのトラブルは誰が対応するのかとか、何か災害時はどうしたらいいのだろうとか、自治会で迷うこともとても多くあります。そのときに最終的にどこが責任、そういう責任というとまた重くなってしまうのですけれども、どこに結局相談をしたらいいのかとか、その辺が曖昧だと、地域住民とか自治会のほうの負担も大きくなってしまわないかと思っております。やはり外国人留学生を受け入れている側の学校法人とか工場とかにしても、学校だったり外国人を受け入れている側の機関にしても、単に受け入れるだけではなくて、生活支援、住環境の配慮、地域ルールの周知、地域の調整などもちゃんとした責務というのを持ってもらったほうがいいのかなと思います。

利根町はすごく特殊なケースだと思うので難しいとは思いますが、今、私が調べた中では、静岡市なんかが多文化共生のまち推進条例というのを制定して、市だけではなくて事業者や自治会、町内会といったそういう部分の役割についても位置づけを行っていたりいたします。

利根町においても、今年度は留学生が受入れがないというお話がありますが、今後また留学生が増加する、来年以降はそういう可能性もあるので、個別対応だけではなく、役割分担の責務なんかも整理していただけるとありがたいかなと思っております。

（3）番で、将来的には、持続可能な共生体制を構築するため、多文化共生推進条例の

制定について研究したりする考えはあるのか伺いたします。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長渡辺泰幸君。

○生涯学習課長（渡辺泰幸君） 多文化共生推進条例の制定についてでございますが、全国的な状況を見ますと、群馬県をはじめ一部の都道府県、市区町村において条例を制定し、多文化共生施策の法的根拠を明確化にするとともに、推進体制の安定化を図っている事例があることは承知しております。

条例化のメリットといたしましては、施策の継続性、安定性の確保、町内外の関係機関における連携の制度的担保、そして町民、外国人住民への理念の明示という点が挙げられます。

一方で、当町の外国人住民は、先ほども申しましたが、その大半が留学生でございます。短期間で転出する方が多く、条例の実効性を高めるためには制定の形式よりも、学校、行政、地域が連携した具体的な支援体制の充実が先決であるという側面もございます。また、条例の制定に当たっては、町民、外国人住民双方の意見を丁寧にヒアリングすることも不可欠であると考えております。

こうした点を総合的に踏まえ、条例制定の是非につきましては、他自治体の先進事例も調査を進めるとともに、外国人住民と地域住民が安心して生活できる環境の整備を最優先の課題として位置づけ、学校、地域、行政の3者が連携した実効性ある支援体制の強化に取り組んでまいります。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 条例と言っていますが、どんどんどんどん変わってきて、おとといの話なのですね。これは法務省にも連絡いったのです。ということは条例でなくなって法律になるわけです。そうでしょう。条例は自治体とか県ですから、国に大井川知事が要望してくれたのです。私は法律化も期待しているのです。なので、そういったことがどんどんどんどん変わっていく可能性がありますので、また連絡は必ずするし、周知もするし、議会も通すし、やりますので、どうなるか分からないけれども非常に期待しているのです。なので、世の中が変わるので、またお知らせするようにいたします。渡辺課長、一生懸命課の中で対応してくれてますので、よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 今、町長から、条例ではなく法律のほうでいろいろとやってくださると、期待しているところでございます。確かに、今、町の課として一生懸命やっただけだと本当に思っております。利根町として、留学生が多いという外国人問題の中では珍しい事例であるので、ぜひ利根町モデルみたいな形で留学生と行政と学校と外国人、あと自治会、地域住民なんかがうまくこういうふうにできるよという利根町モデルを作成できれば、すごくいいのかなと思いますので、これからもまだまだ大変かと思いますが、みんなで力を合わせて多文化共生をしていければいいかなと思っておりますので、

今後ともよろしくお願いいたします。

では続きまして、3番、住民に届く情報発信のあり方についての質問に移らせていただきます。

利根町アプリの利用状況や利用ニーズについて前回の質問から1年が経過しましたが、利用者数の推移や閲覧状況、利用者ニーズの把握、検証などはどのように行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 利根町アプリのダウンロード数は、令和8年4月末時点で累計2,357件でございます。1年前に比べますと、少しずつですけれども伸びている状況でございます。

なお、利根町アプリにはアプリの機能や利便性などに関する意見を収集できるアンケート機能がございますが、前回も山崎委員がおっしゃってるとおり、いいのか悪いのか、利用者から御意見は今現在も上がっておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） では、続きまして、（2）番のアプリを通じた情報発信について、単に発信するだけではなく、住民に情報が届き、活用されているのか、どのような資料で検証しているのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 行政アプリは、町公式ホームページと連動しており、ホームページが更新されますと、アプリを通じて利用者にプッシュ通知される機能が組み込まれております。アプリ利用者にプッシュ通知するか否かは各担当課により判断しておりますが、デフォルトではプッシュ通知を行うよう設定されておりますので、基本的には町の情報はアプリ利用者に届いているものと認識しております。

また、昨日、災害台風があったときにも、防災アプリのほうには防災情報のほうで一目で分かるような形で、ホームページよりもアプリのほうが見やすい状態になってたと思われます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 2番山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 台風のときは本当にプッシュ通知がいっぱい来まして、プッシュ通知がいっぱい来ると、どの情報を見たかったかというのが分からなくなる部分があって、たまに困惑することがございます。プッシュ通知なのですけれども、プッシュされて何個か来ると、どの自分が欲しい情報だったのかを新着情報のところで見に行くと新着情報に載ってなかったりとか、すごい探しにくいという場面を私は何回か経験したことがございます。ぜひ検証をしていただきたいというのは、そんな大規模なアンケートとか調査とか

を実施してほしいというものは全然要求してないのですけれども、例えば役場職員の皆さん御自身が、多分働く自治体の公式アプリでしたら、皆さん日常的に利用されていると思うのです。実際に利用している中、何か使いやすさとか、分かりやすさとか、情報の探しやすさとかについて検証するということは十分に可能なのではないのでしょうか。実際に利用して、役場の職員の人たちが、ここちょっとあれじゃないとか、ここ、すごい分かりやすかったよという情報収集をすることはお金もかからないし、とても可能なことだと思いますので、ぜひ職員さんに、もちろん入ってると思うのです、必ず携帯電話に、その使いやすさを検証してくださいということを周知していただけると、とてもありがたいかなと思います。

では続きまして、（３）番のＬＩＮＥの活用の再検討につきましてお伺いさせていただきます。

やはり全国の自治体は、ＬＩＮＥを活用した情報発信や行政手続の導入が進んでいるところでございます。現行のアプリの利用実態や住民ニーズを踏まえて、ＬＩＮＥ等を活用した情報発信について再検討をする考えはあるのかお伺いさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 近年、御高齢者の方にもスマートフォンが広く普及しており、ＬＩＮＥを含めＳＮＳを利用できる方が増加を続けていると承知しております。

現在、当町で運用している利根町アプリは、町公式ホームページへのアクセスはもちろんのこと、当町の各種ＳＮＳにもリンクすることができるなど、ＬＩＮＥが有する即時性や、多種多様な情報の伝達機能といった効果はおおむね網羅しておると思っております。

一方で、ＬＩＮＥが我が国に広く普及しているコミュニケーションアプリであることを踏まえ、導入費用や職員の事務負担の増加など精査すべき点はございますが、ＬＩＮＥの導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） ２番山崎敬子君。

○２番（山崎敬子君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

やはり自治会をしていると、御高齢の方が理事をされる方とかも多いのですけれども、ＬＩＮＥだったらあるよ、ＬＩＮＥは入ってるよという方がとても多くて、ＬＩＮＥだけを皆さんなぜかできるのです。だからＬＩＮＥで情報が来れば見ただけで分かるという利点がすごくあると思うので、もしかしたら町の職員さんの負担は増えてしまうかもしれないのですけれども、パッと一目で分かるというありがたいみがあると思うので、今後その費用面もいろいろあると思いますが、御検討を本当によろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君）　以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は、明日 6 月 5 日の午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 2 5 分散会